

第102回

定時株主総会 議案・事業報告等



開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時

議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時30分

開催
場所

ATCホール
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

目次

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	2
第2号議案 取締役14名選任の件	3
第3号議案から第16号議案まで	24
株主からのご提案	

事業報告	37
------------	----

連結計算書類	65
--------------	----

監査報告書	67
-------------	----

経営理念 Purpose & Values

存在意義 Purpose

「あたりまえ」を守り、創る
Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society

大切にする価値観 Values

公正 × **誠実** × **共感** × **挑戦**
Fairness × **Integrity** × **Inclusion** × **Innovation**

私たちは、安全を守り抜くことを前提に、「公正」「誠実」「共感」「挑戦」を大切に行動します

With dedication to safety and security, we will act upon the values of Fairness, Integrity, Inclusion and Innovation

議案および参考事項

〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉

第1号議案および第2号議案は、会社提案であります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は関西電力グループとして企業価値の向上を図り、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に分配することを基本とし、財務体質の健全性を確保したうえで、安定的に配当を実施することを株主還元方針としております。剰余金の配当につきましては、2025年度の業績および2026年度以降の収支状況や、経営計画の進捗状況など、経営環境を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金45円 総額50,169,898,620円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日（金曜日）

第2号議案 取締役14名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（13名）の任期が満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、新たに取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

		社外		社外取締役候補者		独立		独立役員候補者									
候補者番号		1	2	3	4	5	6			7	8	9	10	11	12	13	14
氏名																	
		さしかき ばら さい ゆき 榊 原 定 征 [再任] [社外] [独立]	とも の ひろし 友 野 宏 [再任] [社外] [独立]	ない とう ふみ お 内 藤 文 雄 [再任] [社外] [独立]	ま なべ せい し 真 鍋 精 志 [再任] [社外] [独立]	その きよし 園 潔 [再任] [社外] [独立]	や はぎ のり よ 矢 萩 典 代 [再任] [社外] [独立]			はら えつ こ 原 悦 子 [再任] [社外] [独立]	えん どう のぶ ひろ 遠 藤 信 博 [新任] [社外] [独立]	もと じま なおみ 本 島 なおみ [新任] [社外] [独立]	もり のぞむ 森 望 [再任]	お がわ ひろ し 小 川 博 志 [再任]	た なか とおる 田 中 徹 [新任]	にし ざわ のぶ ひろ 西 澤 伸 浩 [再任]	あら き まこと 荒 木 誠 [再任]
現在の地位・担当		取締役会長 指名委員会委員長 報酬委員会委員	取締役 監査委員会委員長	取締役 監査委員会委員	取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	取締役 報酬委員会委員			取締役 監査委員会委員	—	—	取締役 代表執行役社長	取締役 代表執行役副社長	執行役常務	取締役 監査委員会委員 (常勤)	取締役 代表執行役副社長
取締役在任年数 (本総会終結時)		6年	6年	6年	3年	2年	2年			1年	—	—	5年	2年	—	4年	3年
重要な兼職数		3社	0社	1社	1社	4社	0社			2社	4社	1社	4社	1社	0社	0社	0社
経営経験		✿	✿		✿	✿				✿	✿	✿	✿		✿		✿
特に期待する知見・能力	法務・ガバナンス	✿	✿	✿	✿	✿				✿	✿		✿	✿	✿	✿	✿
	財務・会計			✿	✿	✿									✿	✿	
	環境・エネルギー	✿	✿									✿	✿	✿			
	テクノロジー・イノベーション	✿	✿								✿		✿				✿
	顧客・社会エンゲージメント				✿	✿	✿					✿	✿				✿
	グローバルビジネス	✿	✿			✿				✿	✿						
	人材開発				✿		✿					✿	✿	✿	✿		
就任予定	指名委員会	◎ (委員長)			○	○						○					
	報酬委員会	○			◎ (委員長)		○				○						
	監査委員会		◎ (委員長)	○		○				○						○	○

スキル・マトリックス作成の考え方

当社は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」を最上位概念として、お客さまや社会にとっての「『あたりまえ』を守り、創る Serving and Shaping the Vital Platform for a Sustainable Society」という存在意義のもと、安全を守り抜くことを大前提に「公正 Fairness」「誠実 Integrity」「共感 Inclusion」「挑戦 Innovation」という価値観を大切にして事業活動を行い、持続可能な社会を実現することを掲げており、「コンプライアンス」や「サステナビリティ」については、取締役全員が備えるべき視点・姿勢と位置付けています。

この理念のもと、経営計画の達成に向けて、特に重要となる9個のマテリアリティを特定しております。これらマテリアリティの解決・達成に向けて、経営の監督機能を適切に発揮するため、経営経験者には、経営戦略の策定やリスクマネジメント、組織運営など、総合的な知見の発揮を期待するとともに、取締役会全体として備えるべき専門的な知見・能力を下記のとおり特定いたしました。

法務・ガバナンス	公正な事業活動、持続的な企業価値向上に向けて、法令遵守状況や、コーポレートガバナンス・内部統制・リスク管理の体制構築・運用状況を監督できる知見・能力が重要であるため
財務・会計	正確な財務報告や財務健全性の維持、企業価値の向上に向けた成長投資の推進、財務戦略や資本政策等を監督できる知見・能力が重要であるため
環境・エネルギー	エネルギーをはじめとするグループ各事業において、社会情勢や政策動向等を踏まえながら、ゼロカーボンへの挑戦をはじめとする環境負荷の少ない事業推進を監督できる知見・能力が重要であるため
テクノロジー・イノベーション	当社の事業基盤を支え、新たな価値を提供していくためには、最新の技術動向を踏まえ、DX・イノベーション推進等を監督できる知見・能力が重要であるため
顧客・社会エンゲージメント	多様なステークホルダーから信頼され、共に成長・発展していくためには、広報、コミュニケーション、マーケティング、地域共生等に関する取組みを監督できる知見・能力が重要であるため
グローバルビジネス	異なる文化・商慣習に即した海外事業の展開や収益性向上、ビジネスパートナーとの良好な関係構築等を監督できる知見・能力が重要であるため
人財開発	従業員一人ひとりが、意欲や能力を最大限に発揮し、いきいきと活躍するためには、人財育成やDE&I推進、人事制度等の人財基盤の強化の取組みを監督できる知見・能力が重要であるため

取締役会の構成に関する考え方

当社は、執行と監督を明確に分離し、外部の客観的な視点を重視した実効的なガバナンス体制を構築するため、取締役の員数の過半数を独立社外取締役とし、取締役会議長および指名・報酬・監査委員会の委員長を独立社外取締役といたします。

取締役会については、当社の事業規模、事業内容、経営課題への対応、および監督機能の観点から、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性と適正な規模の両立を図り、様々な分野の経営者や専門家として培われた豊富な経験と識見を有する独立社外取締役と、当社事業について豊富な経験と識見を有する社内取締役により、全体としてバランスのとれた構成といたします。

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針

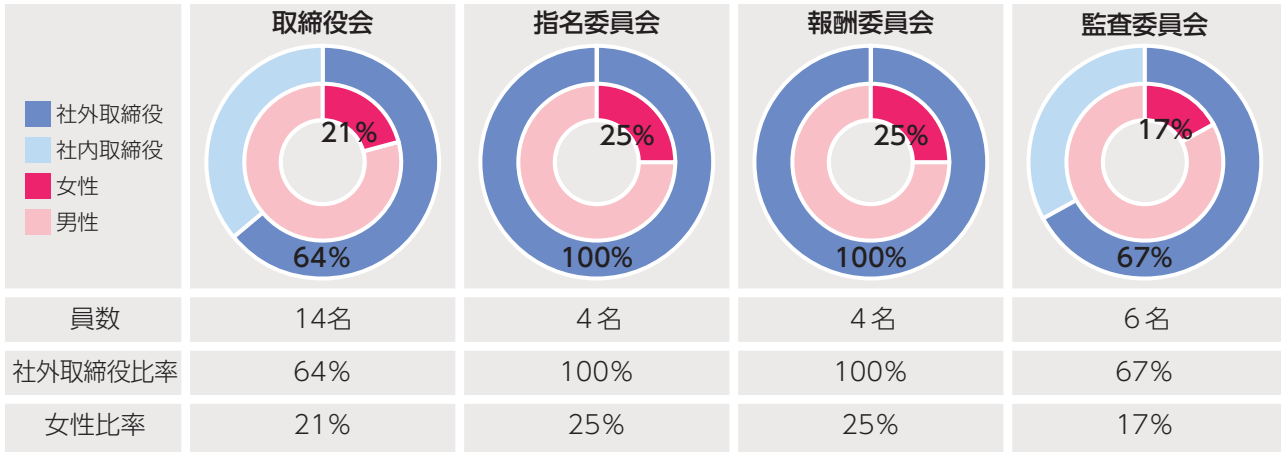
当社取締役は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」のもと、その全員が、コンプライアンスはもとより、サステナビリティの観点を重視し、自らの職務を執行することができる人物である必要があります。

そのうえで、取締役候補者の指名については、ジェンダー、国際性、職歴や年齢などの多様性を踏まえたうえで、適切な意思決定と実効的な監督を行う観点から、能力、経験、人格、識見などについて、当社取締役としてふさわしい人物かどうかを総合的に勘案し、指名委員会で審議し、決定いたします。その際、十分な経営経験を有するものを一定数選任することとしております。

社外取締役候補者については、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を担う観点から、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、指名委員会が策定した独立性基準に照らして、独立性を有していることも確認いたします。

取締役会および委員会の構成

本議案可決後の取締役会および委員会の構成は、次のとおりであります。



社外取締役の独立性基準

社外取締役が以下1～9のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものと判断いたします。

1	当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2	当社の主要な取引先またはその業務執行者
3	当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4	当社から多額の寄付・会費を受けている者またはその業務執行者
5	当社の監査法人の業務執行者
6	当社の主要株主である者またはその業務執行者、および当社が主要株主である会社の業務執行者
7	当社または当社子会社から役員を受け入れている会社の業務執行者
8	最近において、上記1～7のいずれかに該当していた者
9	次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者または二親等以内の親族 （1）上記1～3までに掲げる者 （2）現在または最近における当社または当社子会社の業務執行者

候補者番号

1

さかきばら さだゆき

榊原 定征

(生年月日) 1943年3月22日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員長候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数 23,600株
 当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

2002年 6 月 東レ株式会社 代表取締役社長
 2010年 6 月 同社 代表取締役会長
 2014年 6 月 一般社団法人日本経済団体連合会 会長
 2014年 6 月 東レ株式会社 取締役会長
 2015年 6 月 同社 相談役最高顧問
 2017年 6 月 同社 相談役
 2018年 5 月 一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長（現在に至る）
 2018年 6 月 東レ株式会社 特別顧問（2019年6月 退任）
 2020年 6 月 当社 取締役会長〔指名委員会委員長・報酬委員会委員〕
 （現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (13/13回)
- ・指名委員会
100% (8/8回)
- ・報酬委員会
100% (5/5回)

取締役在任年数

6年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長
- ・株式会社シマノ 社外取締役
- ・一般社団法人日本野球機構 会長

●社外取締役候補者とした理由

東レ株式会社の要職を歴任し、一般社団法人日本経済団体連合会会長を務めるなど、経営者として経験豊富であり、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営全般に対する適切な監督や有益な助言をいただくとともに、取締役会議長として、取締役会の議事運営を主導していただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、引き続き、取締役会長および取締役会議長として、取締役会の更なる監督機能強化に向けてリーダーシップを発揮いただく必要があることから、社外取締役候補者とするものであります。

※榊原氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

2

とも の ひろし
友野 宏

(生年月日) 1945年7月13日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員長候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

2005年 6 月 住友金属工業株式会社 代表取締役社長
2012年10月 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長兼COO
2014年 4 月 同社 代表取締役副会長
2015年 4 月 同社 取締役相談役
2015年 6 月 同社 相談役
2019年 4 月 日本製鉄株式会社 相談役（社名変更）
2020年 6 月 同社 社友（現在に至る）
2020年 6 月 当社 社外取締役【監査委員会委員長】（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (13/13回)
- ・監査委員会
100% (13/13回)

取締役在任年数

6年 ※本総会終結時

●社外取締役候補者とした理由

住友金属工業株式会社および新日鐵住金株式会社（現・日本製鉄株式会社）の要職を歴任するなど、経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、2020年6月以降、社外取締役として、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※友野氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

3

ないとう ふみ お

内藤 文雄

(生年月日) 1956年11月11日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

1990年 4 月 神戸大学経営学部 助教授
 1997年 4 月 同大学経営学部 教授
 1999年 4 月 同大学大学院経営学研究科 教授
 2006年 4 月 同大学 名誉教授（現在に至る）
 2006年 4 月 甲南大学経営学部 教授
 2020年 6 月 当社 社外取締役【監査委員会委員】（現在に至る）
 2025年 4 月 甲南大学 名誉教授（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
 100% (13/13回)
 ・監査委員会
 100% (13/13回)

取締役在任年数

6年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

・江崎グリコ株式会社 社外監査役

●社外取締役候補者とした理由

財務会計、監査業務、コーポレート・ガバナンスなどの分野における学識経験者として豊富な経験と高い識見を有しており、2020年6月以降、社外取締役として、財務会計をはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

内藤氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※内藤氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

4

ま な べ せ い じ
真鍋 精志

(生年月日) 1953年10月21日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

報酬委員会委員長候補者

当 社 株 式 の 所 有 数
当社との特別の利害関係

なし
なし



■略歴、地位および担当

2012年 5 月 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員
2016年 6 月 同社 取締役会長
2021年 6 月 同社 相談役（現在に至る）
2023年 6 月 当社 社外取締役 [指名委員会委員・報酬委員会委員]
（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (13/13回)
- ・指名委員会
100% (8/8回)
- ・報酬委員会
100% (5/5回)

取締役在任年数

3年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

・西日本旅客鉄道株式会社 相談役

●社外取締役候補者とした理由

西日本旅客鉄道株式会社の要職を歴任するなど、経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、同社における財務部門や労務部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、2023年6月以降、社外取締役として、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができると期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当社は、真鍋氏が相談役を務める西日本旅客鉄道株式会社の株式を2026年3月期末までに全て売却いたしました。

※真鍋氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

5

その きよし
園 潔

(生年月日) 1953年4月18日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 なし
当社との特別の利害関係 なし

■略歴、地位および担当

2014年 5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長
 2014年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長
 2015年 6月 同社 取締役代表執行役会長
 2017年 6月 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役副会長執行役員
 2018年 4月 株式会社三菱UFJ銀行 取締役副会長執行役員（行名変更）
 2019年 4月 同行 取締役会長
 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役執行役常務
 2019年 6月 同社 常務執行役員（2021年4月 退任）
 2021年 4月 株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問（現在に至る）
 2024年 6月 当社 社外取締役【指名委員会委員・監査委員会委員】
 （現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (13/13回)
 ・指名委員会
100% (8/8回)
 ・監査委員会
100% (13/13回)

取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

- ・株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問
- ・読売テレビ放送株式会社 社外取締役
- ・損害保険ジャパン株式会社 社外取締役【監査等委員】
- ・日東電工株式会社 社外監査役

●社外取締役候補者とした理由

三菱UFJフィナンシャル・グループの要職を歴任するなど、経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、同グループにおける営業部門やコンプライアンス部門、監査部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、2024年6月以降、社外取締役として、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※園氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

6

やはぎ のりよ
矢萩 典代

(生年月日) 1959年12月18日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

2018年 4 月 丸紅株式会社 市場業務部 部長補佐 (2020年 3 月 退職)
2020年 4 月 兵庫県三田市 広報・交流政策監 (2023年 3 月 退職)
2023年 3 月 一般社団法人万博サクヤヒメ会議 理事 (現在に至る)
2024年 6 月 当社 社外取締役 [報酬委員会委員] (現在に至る)

会議出席率

- ・取締役会
100% (13/13回)
- ・報酬委員会
100% (5/5回)

取締役在任年数

2年 ※本総会終結時

●社外取締役候補者とした理由

総合商社における経験を経て、兵庫県三田市広報・交流政策監を務めるなど、地域との共生や、様々なステークホルダーとのコミュニケーションの経験・識見が豊富であり、現在は、一般社団法人万博サクヤヒメ会議の理事として、女性活躍推進や大阪・関西の魅力発信などに積極的に取り組んでおり、2024年6月以降、社外取締役として、幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

矢萩氏は、過去に当社の社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的かつ多様な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※矢萩氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

7

はら えつ こ
原 悦子

(生年月日) 1974年10月18日

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

2001年10月 弁護士登録（現在に至る）
 2007年 4 月 ニューヨーク州弁護士登録（現在に至る）
 2011年 1 月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
 2021年 1 月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
 パートナー（事務所名変更）（現在に至る）
 2025年 6 月 当社 社外取締役〔監査委員会委員〕（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (11/11回)
 ・監査委員会
100% (11/11回)

取締役在任年数

1 年 ※本総会終結時

■重要な兼職の状況

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー
 ・ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 社外取締役

●社外取締役候補者とした理由

弁護士としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業でパートナーを務めるなど、企業法務の分野を中心に豊富な経験と高い識見を有しており、また、他の会社の社外取締役にも就任するなど、経営監督の経験もあり、2025年6月以降、社外取締役として、コンプライアンスをはじめ幅広い視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただいております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

原氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、社外取締役候補者とするものであります。

※原氏の2025年度の活動状況の詳細は、事業報告「3 会社役員に関する事項（7）当事業年度における社外役員の主な活動状況」に記載しております。

候補者番号

8

えんどう のぶひろ

遠藤 信博

(生年月日) 1953年11月8日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

報酬委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

2010年 4 月 日本電気株式会社 代表取締役執行役員社長
2016年 4 月 同社 代表取締役会長
2019年 6 月 同社 取締役会長
2022年 6 月 同社 特別顧問（現在に至る）

■重要な兼職の状況

- ・日本電気株式会社 特別顧問
- ・東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役
- ・株式会社日清製粉グループ本社 社外取締役
- ・キッコーマン株式会社 社外取締役

●社外取締役候補者とした理由

日本電気株式会社の要職を歴任するなど、経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、同社における開発部門やモバイルネットワーク部門等、多岐にわたる業務経験に基づく幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

9

もとじま

本島 なおみ

(生年月日) 1963年8月21日

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

指名委員会委員候補者

当社株式の所有数

なし

当社との特別の利害関係

なし



■略歴、地位および担当

- 2018年4月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
執行役員 (DE & I 担当)
三井住友海上火災保険株式会社 執行役員
- 2018年6月 MS & ADアビリティワークス株式会社
代表取締役 取締役社長 (2020年3月退任)
- 2021年4月 三井住友海上火災保険株式会社
常務執行役員 損害サポート本部長
- 2023年4月 同社 常務執行役員 (サステナビリティ、DE & I 担当)
(2024年3月退任)
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
常務執行役員 (グループCSuO、DE & I 担当)
(2026年3月退任)

■重要な兼職の状況

- ・住友ゴム工業株式会社 社外取締役

●社外取締役候補者とした理由

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社のDE & I、サステナビリティ経営の責任者や同社の子会社の代表取締役社長、三井住友海上火災保険株式会社の保険金支払部門の責任者を務めるなど、経営者として豊富な経験と高い識見を有しており、幅広い経営的視点から、当社の経営に対して意見、助言をいただけるものと考えております。

また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これらの豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、外部の客観的な視点から、取締役会の監督機能強化の役割を果たすことができるものと期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

もり

森

(生年月日) 1962年6月6日

のぞむ

望

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 9,550株
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし



■略歴、地位および担当

1988年 4 月 当社入社
2018年 6 月 当社 執行役員電力需給・取引推進室長
2019年 7 月 当社 執行役員エネルギー需給本部副本部長、
需給企画・電力取引部門統括
2019年10月 当社 常務執行役員再生可能エネルギー事業本部長、
地域エネルギー本部長
2020年 6 月 当社 執行役常務
2021年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長
2022年 6 月 当社 取締役代表執行役社長（現在に至る）
2026年 2 月 電気事業連合会 会長（現在に至る）

会議出席率

・取締役会
100% (13/13回)

■重要な兼職の状況

- ・電気事業連合会 会長
- ・日本原子力発電株式会社 取締役
- ・テレビ大阪株式会社 社外取締役
- ・公益社団法人関西経済連合会 副会長

●取締役候補者とした理由

主に送配電部門における豊富な業務経験を有し、2019年10月に常務執行役員に就任以降、再生可能エネルギー事業本部長、地域エネルギー本部長、水素事業戦略室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2021年6月以降、取締役代表執行役副社長として、2022年6月以降、取締役代表執行役社長として当社グループの経営を担い、経営計画に掲げた取組みをグループ一丸となって進めるなど、経営全般においてリーダーシップを発揮し、当社グループの価値増大に貢献しております。

また、組織風土改革や内部統制の抜本的強化、当社グループの目指す姿とその実現に向けた成長戦略等の重要な経営課題に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

お が わ ひ ろ し

小川 博志

(生年月日) 1965年7月4日

再任

当 社 株 式 の 所 有 数 1,816株
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし

■略歴、地位および担当

1988年 4 月 当社入社
2020年 6 月 当社 執行役員エネルギー・環境企画室長
2022年 6 月 当社 執行役常務
2024年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当、
エネルギー・環境企画室担当、
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、立地室担当

会議出席率

・取締役会
100% (13/13回)

■重要な兼職の状況

・日本原燃株式会社 社外取締役

●取締役候補者とした理由

人事部門や企画部門に加え、事業者の立場から電力市場の制度設計に深く関わるなど、エネルギー事業に関する豊富な業務経験を有し、2022年6月に執行役常務に就任以降、エネルギー・環境企画室担当、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2024年6月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、当社グループの目指す姿実現に向けた中長期的な電源戦略や、生物多様性に関する取組み等のサステナビリティ経営等に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

た な か とおる

田中 徹

(生年月日) 1967年2月18日

新任

当 社 株 式 の 所 有 数 3,310株
当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1990年 4 月 当社入社
2021年 7 月 当社 執行役員経理室長
2023年 6 月 当社 執行役常務（現在に至る）
〔現在の担当〕
経営企画室担当、調達本部長、経理室担当

●取締役候補者とした理由

主にコーポレート部門における豊富な業務経験を有し、2023年6月に執行役常務に就任以降、経営企画室担当、調達本部長、経理室担当を務め、これらの分野における幅広い識見を備えております。

また、「関西電力グループ中期経営計画（2021-2025）」に掲げた取組みの着実な推進や、当社グループの中長期的成長に向けた資本・財務戦略の立案・実行、「関西電力グループ 経営計画2026」の策定等において、主導的な役割を果たしております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、新たに取締役候補者とするものであります。

候補者番号

13

にしざわ のぶひろ

西澤 伸浩

(生年月日) 1959年8月2日

再任

監査委員会委員候補者

当社株式の所有数 34,800株

当社との特別の利害関係 なし



■略歴、地位および担当

1982年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社 執行役員経理室長
2019年 6 月 当社 常務執行役員調達本部長、
原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当
2020年 6 月 当社 執行役常務
2022年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長
2023年 6 月 当社 取締役〔監査委員会委員〕（現在に至る）

会議出席率

- ・取締役会
100% (13/13回)
- ・監査委員会
100% (13/13回)

●取締役候補者とした理由

主に経理部門における豊富な業務経験を有し、2019年6月に常務執行役員に就任以降、原子燃料サイクル室担当（サイクル事業）、経理室担当、調達本部長等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2020年6月には執行役常務に、2022年6月には取締役代表執行役副社長に就任し、当社グループの経営を担っております。2023年6月以降は、取締役として経営監督を行い、また、常勤の監査委員会委員として監査を担っております。

これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

14

あら き
荒木

(生年月日) 1963年2月15日

まこと
誠

再任

監査委員会委員候補者

当 社 株 式 の 所 有 数 10,300株
当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係 なし



■略歴、地位および担当

1987年 4 月 当社入社
2016年 6 月 当社 執行役員 I T戦略室長
2017年 6 月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オブティコム 代表取締役副社長執行役員
2018年 6 月 当社 執行役員
株式会社ケイ・オブティコム 代表取締役社長
2019年 4 月 当社 執行役員
株式会社オブテージ 代表取締役社長（社名変更）
（2021年6月 退任）
2021年 6 月 当社 執行役常務
2023年 6 月 当社 取締役代表執行役副社長（現在に至る）
〔現在の担当〕
コーポレート業務全般、組織風土改革室担当、
データセンター事業推進室担当、I T戦略室担当、
C I S O（※）、経営監査室担当
※最高情報セキュリティ責任者

会議出席率

・取締役会
100%（13／13回）

●取締役候補者とした理由

主に I T 部門における豊富な業務経験、子会社社長を務めた経験を有し、2021年6月に執行役常務に就任以降、コンプライアンス推進室担当、経営企画室担当、水素事業戦略室担当、I T 戦略室担当、データセンター事業推進室担当等を務め、これらの分野における幅広い識見を備えるとともに、2023年6月以降、取締役代表執行役副社長として当社グループの経営を担っております。

また、内部監査機能の強化や、組織風土改革、D X ・ A I 戦略等に係る議論をリードし、有益な意見を述べるなど、適切な経営監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。

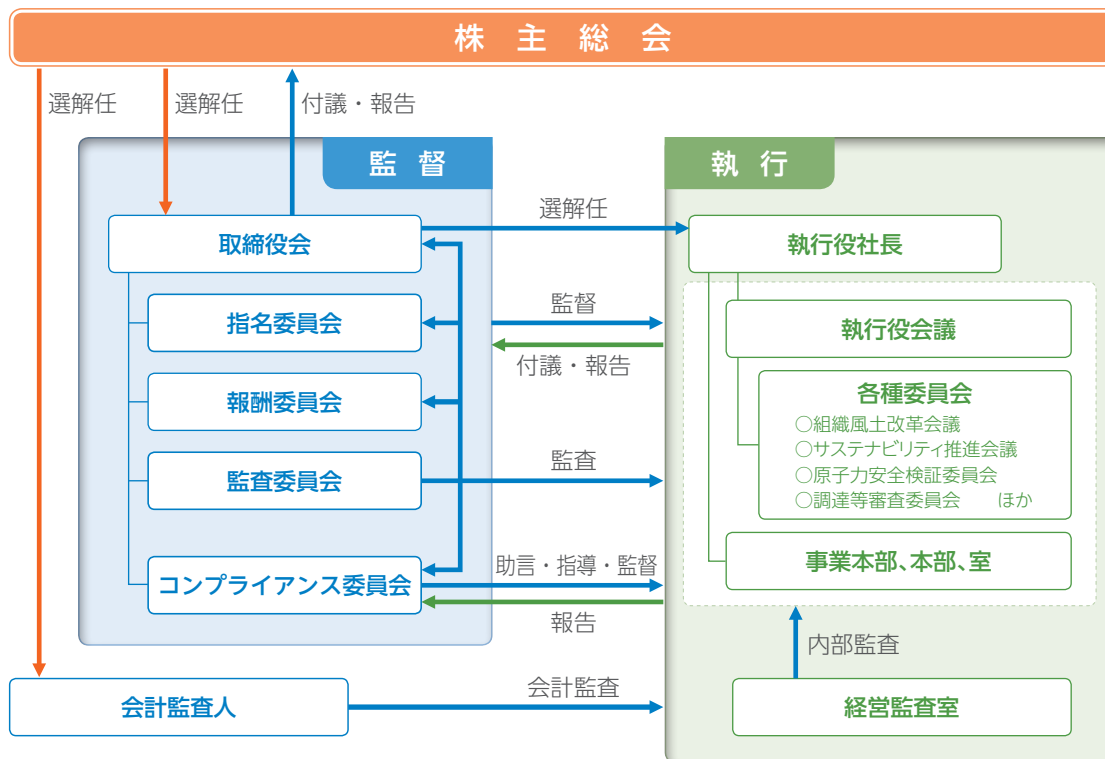
これらの経験や識見を踏まえ、当社の経営の監督を担うにふさわしいと判断していることから、取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、全ての社外取締役候補者を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 社外取締役候補者が現在業務執行者である、または過去に業務執行者であった法人の中には、当社との間に電力供給の取引がある法人が含まれますが、その年間取引額は、いずれも当社の連結売上高の1%未満であります。
3. 当社の社外取締役である榊原定征、友野宏、内藤文雄、真鍋精志、園潔、矢萩典代および原悦子の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からコンプライアンスの徹底やガバナンス強化の視点に立った提言を行うとともに、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、再発防止に向けた提言のほか、組織風土改革や内部統制強化などの一連の改革の達成状況について、外部の客観的な視点から徹底的に議論・検証し、各種施策の更なる実効性向上に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。
- ・新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について
2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明し、2023年5月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めております。
 - ・特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について
当社は、2023年3月、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定され、2023年8月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めております。
 - ・株式会社KANSOテクノスにおける不適切事案について
株式会社KANSOテクノスは、2024年9月に公表した国等から受託した業務の精算報告に関する不適切な取扱いについて、社外弁護士による調査を実施のうえで、2025年4月と2025年10月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。
 - ・株式会社かんでんエンジニアリングにおける不適切事案について
株式会社かんでんエンジニアリングにおいて、工事の警備費用に関する不適切な取扱いが判明し、社外弁護士による調査を実施のうえで、同社は、本年3月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。
4. 榊原定征氏が株式会社ニトリホールディングスの社外取締役として在任中に、同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿が含まれていることが判明し、同社は自主回収を行いました。同氏は、平素から法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
- 園潔氏が損害保険ジャパン株式会社の社外監査役（2024年4月1日以降は社外取締役（監査等委員））として在任中に、同社は、不適切な保険料調整行為等の問題に関して、2023年12月26日に金融庁から保険業法に基づく行政処分を、2024年10月31日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく行政処分を受けました。また、中古車販売会社による自動車保険金不正請求等への対応に関し、2024年1月25日に金融庁から保険業法に基づく行政処分を受けました。さらに、顧客情報の漏えい等に関して、2025年3月24日に金融庁から保険業法に基づく行政処分を受けました。同氏は、平素からコンプライアンス問題に関する取組みについて、提言を適宜行うとともに、これらの事案の判明後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。
5. 当社は、社外取締役候補者である榊原定征、友野宏、内藤文雄、真鍋精志、園潔、矢萩典代および原悦子の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において遠藤信博および本島なおみの両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役候補者である榊原定征、友野宏、内藤文雄、真鍋精志、園潔、矢萩典代、原悦子、森望、小川博志、田中徹、西澤伸浩および荒木誠の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該契約では、同項第1号の費用について、法令の定める範囲内において補償することとしており、同項第2号に定める損失については、補償の対象外としております。本議案において各氏の選任が可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において遠藤信博および本島なおみの両氏の選任が可決された場合、両氏と新たに当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によりてん補することとしております。各取締役候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、執行役員会議および各種委員会を置き、業務の執行を適正に行うとともに、取締役会等を通じて取締役および執行役の職務執行を監督しております。当社のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の透明性・客観性を高めることを目的に、2020年6月から執行と監督を明確に分離した「指名委員会等設置会社」の機関設計を採用しています。



取締役会および各委員会の活動状況ならびに取締役会等の実効性評価結果につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 (5) 取締役会および各委員会の活動状況 および (6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果」に記載しております。

〈株主(18名)からのご提案(第3号議案から第8号議案まで)〉

第3号議案から第8号議案までは、株主(18名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(18名)の議決権の数は、375個であります。

第3号議案 定款一部変更の件 原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(原子力発電事業からの撤退および着実・安全な廃炉、廃棄物管理等)

第40条 本会社の社会的責任を果たすため、本会社は原子力発電事業から撤退し、将来世代の負担を最小化できるよう、廃炉、廃棄物の管理・保管・処分等に取り組む。

▼提案の理由

ウクライナ・イランで核関連施設が軍事目標となった。紛争によるリスクは、世界に拡大しつつある。国内でも核燃料サイクルは完結しておらず、テロ・核拡散のリスクがある。

また、地震国において原発を推進するリスク、活断層を含む地下構造の評価、地震動の想定の不確実性もある。さらに、中部電力浜岡原発におけるデータ捏造は、発注者にとって都合のよい調査を下請にさせる圧力の存在を示唆している。

高レベル放射性廃棄物の処理についても、見通しがついていない。また、事故時の社会的損失の上限を推定することはできず、青天井である。

「長期脱炭素電源オークション」の拠出金は、建設・改良費用を小売・送配電会社が負担し、需要家に転嫁する。民間の融資を得られない状況が、採算性・予見性の欠如を示している。

多くのコスト・リスクが将来世代に転嫁される。世代間の不衡平を減らし、社会と共存できる持続可能な事業運営を図るため、本議案を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、資源に乏しい我が国において、S+3E、すなわち、安全確保を大前提として、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成の観点で優れている原子力が果たす役割は大変大きいと考えております。第7次エネルギー基本計画においても、今後増加が見込まれる電力需要を踏まえ、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す方向性が示されております。その中で、原子力は、優れた安定供給性、技術自給率を有し、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少なく、一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源と整理されております。

当社としては、中長期的な電力需要の増加が見込まれる中、責任あるエネルギー事業者として安定供給を果たすとともに、ゼロカーボン化に向けた取組みを進めていく必要があると考えており、脱炭素電源である原子力について、核物質防護措置や武力攻撃事態への対応体制を国とともに整備するなどの対策を講じ、安全確保を大前提に最大限活用する方針です。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第4号議案 定款一部変更の件 事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化

▼提案の内容

当社の定款に以下の「ＣＳＲに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 ＣＳＲに基づく事業運営

（事業およびサプライ・チェーン、投資・出資の脱炭素化）

第41条 本会社の社会的責任を果たすため、気候変動に関わる科学的知見、国際合意および歴史的排出責任を踏まえ、本会社の事業およびサプライ・チェーンにわたる脱炭素化を計画的に進める。投資・出資においても、計画段階から気候変動との関連を優先する。

▼提案の理由

2025年は日本の気温は過去最高を記録した。このまま世界のＣＯ₂排出が続けば、後約4年で地球平均気温の上昇は1.5℃を超え「パリ協定」の目標が達成できなくなる。

一方、当社の「ゼロカーボンロードマップ」（2024年4月改訂版）では、実現性・有効性が疑わしい。火力発電における水素・アンモニアの利用、ＣＣＵＳの開発に頼っている。排出係数の大きい石炭火力発電の廃止には、触れていないことも問題である。技術開発は重要であるが、商用化が間に合わないリスクを考慮し、再生可能エネルギーや省エネなどの技術による着実な脱炭素化を優先するべきである。

気候変動は、気温・海水温の上昇による農漁業等への影響で国民生活に重大な影響を及ぼしている。さらに集中豪雨、大型台風等による被害の拡大に加えて、電力等インフラへのリスク、対策コストの上昇により社会・将来世代に損失をもたらし、企業価値の毀損、株主利益の損失にもつながる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、発電事業をはじめとする事業活動に伴うＣＯ₂排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

資源に乏しい我が国において、中長期的な電力需要の増加が見込まれる中、安定供給を維持しながら脱炭素化を進めていくためには、エネルギーの多様性確保が必要です。当社は、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および脱炭素電源である原子力の安全確保を大前提とした最大限の活用等に取り組んでおります。石炭火力についても、安定供給と経済性の両立の観点から活用しており、将来の電力需要や国の政策動向等を踏まえて適切に対応していくとともに、今後の技術動向も考慮しながら、現実的に最適な脱炭素施策を検討してまいります。

また、お客さまや社会のみなさまとともに電化や省エネ等を進めることで、社会全体のＣＯ₂排出量を削減してまいります。

なお、ロードマップで掲げた投資をはじめ、各セグメントの成長につながる投資については、気候変動への対応の観点のみならず、収益性等を総合的に判断し、実施してまいります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第5号議案 定款一部変更の件 情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(情報開示、対話の質の評価・改善の仕組みづくり)

第42条 本会社の社会的責任を果たすための対話の基礎として、情報開示を進める。利害関係者の関心・意見を把握し、対話の質を評価・改善する仕組みをつくる。

▼提案の理由

当社の「統合報告書2025」では、「ステークホルダーとの双方向コミュニケーションの深化」を重要課題に掲げつつも、具体的な目標、実施状況は示されていない。

株主総会でさえも、株主の発言時間には一律に制限を課しながら、役員の答弁への再質問ができない。議長は質問者が納得したかを確認しない。質問の意図に応えない、不誠実な答弁が目立つなど、情報共有、対話が十分できていない。

中部電力浜岡原発の基準地震動を過小評価した問題で、原子力規制委員会は外部からの通報を受けるまで不正を見抜けなかったと述べた。地質調査は、阪神コンサルタンツなど3社の不正の関りが指摘されている。当社と当該の業者との関りは、市民の不安材料・関心事なので、質問されたら答えるというスタンスでなく、自発的に情報発信するべきである。

これらは、情報開示、対話が成熟していないための対応である。当社の信頼を得るためにも、本議案を提案する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループ行動憲章」において、「適正な情報開示・管理と対話」を掲げ、様々なステークホルダーのみなさまとの直接対話をはじめ、マスメディア・ホームページ・SNS等の様々な媒体を通じて積極的かつ適時適切な情報発信や社会のみなさまとのコミュニケーションを推進することにより、説明責任を果たし、「透明性の高い開かれた事業活動」の実現に努めております。今般策定した「関西電力グループ 経営計画2026」には、ステークホルダーのみなさまとの対話を通じていただいたご意見・関心事項を反映しており、引き続き、積極的な対話と情報開示に取り組んでまいります。なお、株主総会の運営については、法令・定款の定めに従い、適法かつ適切に実施しております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第6号議案 定款一部変更の件 頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 CSRに基づく事業運営

(頑健な設備・事業体制、人材の育成・定着、技術の開発・継承)

第43条 本会社の社会的責任を果たすための技術的・組織的基礎として、災害等に対して頑健な設備・事業体制づくり、人材の育成・定着と技術の開発・継承を進める。

▼提案の理由

導入後25年を経過した成果型賃金体系で、従業員は仕事に対しその評価に納得感が得られていない。報われないという不満、会社と自身の将来に対する不安が、やりがい・モチベーションの低下を引き起こしている。さらに、

コンプライアンス推進を言いながら不祥事が絶えない役員、管理職のモラルの低下も招いている。不合理なコスト削減は、協力会社の工事力、災害対応力を損ねている。また、業務外注化で技術の継承がより困難になっている。定年退職者の補充が進まず、職場繁忙感の高まりは、労組大会でも議論となり、特に原子力職場では、ヒューマンエラーの課題や、技術継承が問題となっている。送配電の「カイゼン」は効果が限定的で取り組む意義が薄れている。

また、障害者にも差別的待遇があり、十分に従業員の才能等を活用できていない。

これらが是正されなければ、優秀な人材を失い、業務遂行・サービスに支障をきたし社会の信頼を得ることも困難になる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、安全の確保を前提としたレジリエントな事業基盤の強化、人財育成・確保の強化および技術・技能の継承・向上が重要と考えており、設備の保全に万全を期し、安全・安定供給を全うするための設備・体制の構築に取り組んでおります。

また、2025年度からは、社員の定年を65歳まで引き上げるとともに、「今の挑戦」をより重視する制度への見直しや、魅力的な挑戦機会を提供する仕組みを導入しております。

今後も、「関西電力グループ 経営計画2026」に掲げる「事業の持続性を高める人財基盤の強化」の実現に向け、従業員一人ひとりが、さらに、挑戦意欲や成長意欲を持っていきいざと働くことができる環境の整備や、サプライチェーンを支える強靱な人財基盤の構築に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件 職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消

▼提案の内容

当社の定款に以下の「C S Rに基づく事業運営」の章を新設する。

第8章 C S Rに基づく事業運営

(職場におけるジェンダー平等の実現、性差別の解消)

第44条 本会社の社会的責任を果たすため、当社は「職場のジェンダー平等」実現を目指し、賃金や管理職における男女比など性差別解消およびL G B T Qなど性的少数者への差別解消、持続可能な開発目標実現について、関連会社を含め目標となる指標を定め、その施策改善に努める。

▼提案の理由

今までの社会で不利益を被ってきた、女性、障害者、性的マイノリティの人たちに機会を与えるだけでは平等は実現しない。フオーター制の導入など、結果としての平等・多様性の実現が求められる。

働きやすさの格差も女性の勤続年数を短くしている。前年度の女性役員については、「外部取締役」は8名中3名、執行役は16名中2名に過ぎない。2030年度末までに、女性役職比率、女性管理職比率を、2018年度の3倍にするというが、管理職比率は、2018年から2024年の6年間で2倍にもなっていない。そもそも3倍になっても、役職比率は、4.8%、管理職比率は6.3%で10%にも満たない。目標比率を引き上げるとともに、30年末までの行程を明確にすべきである。

また、L G B T Qの方たちに対しても、より先進的な施策が必要である。相談窓口の設置は前進だが、その活用状況・有効性の評価・改善も求められる。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、「関西電力グループ ダイバーシティ & インクルージョン推進方針」に基づき、事業活動に関わる誰もが安心して働き、能力を最大限発揮できる働き方の実現および職場風土の醸成を推進しており、評価や査定および役職登用等、あらゆる制度・仕組みにおいて、性別、年齢、国籍、障がい等の属性やライフスタイル、キャリアにかかわらず、機会を均等化しております。

特に、女性従業員のさらなる活躍という観点では、「2030年度末までに女性役職者比率および女性管理職比率を2018年度の3倍以上とする」という目標に向けて、積極的に役職登用を行っていることに加えて、2025年度から新たに設定した「事務系採用における女性比率を50%程度とする」という目標も達成しており、こうした取組みを通じて、男女間の役職者比率、管理職比率および賃金の差異は縮小していくものと考えております。

また、全従業員向けにLGBTQに関する基礎知識等を記載したサポートブックの配布や、社内外の相談窓口の設置、SOGIハラスメント防止に向けた各職場でのディスカッション等の実施を通じて、性自認や性的指向等にかかわらず、誰もが能力を最大限発揮できる働き方の実現と職場風土の醸成に取り組んでおります。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件 議事録の正確な記載、一般への開示

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

(議事録の正確な記載、一般への開示)

第19条 株主総会における議事の経過及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に正確に記載し一般に広く開示する。

▼提案の理由

株主総会は会社の最高意思決定機関である。その議事録の意義は、法的義務を果たすだけでなく、株主総会の内容をより充実させる事にある。意思決定（議決）に至るまでの審議内容や経営に関わる対話内容が、株主総会に参加できなかった全ての株主、一般にも伝わり、その後の対話を発展させていくための貴重な資料でもある。

現在は株主がオンラインで総会をリアルタイムで視聴できるようになり、従来よりも公開度が改善されてきたが、その映像が録画として公開されていない。記録としては、文書に限ることなく、録画も公開していくべきである。

議事録を一般に開示することによって、株主・役員が共に外部の視点を意識し、緊張感を持つことで、株主総会を充実させる事ができる。これは健全な株主総会運営と社会の信頼を得ることにもつながる。しかし、現状では、株主にとっても議事録の入手・閲覧は煩雑な手続きを要する。従って、議事録の一般への公開を求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いております。

なお、株主総会のライブ配信については、対象を株主のみなさまに限定し、会場にお越しいただけない場合でも、議事の模様をご視聴いただくことを目的に実施しているものです。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

〈株主(79名)からのご提案(第9号議案から第15号議案まで)〉

第9号議案から第15号議案までは、株主(79名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(79名)の議決権の数は、698個であります。

第9号議案 取締役解任の件 取締役 榊原 定征

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 榊原 定征

▼提案の理由

榊原会長は、福島第一原発事故後も原発再稼働を強く求め、会長就任後は原発の新規増設やリプレースについて「当社のような会社が先頭を切る必要がある」と一貫して原発推進を主導してきた。

2025年7月、当社は美浜原発敷地内での次世代革新炉新設に向けての調査を開始した。原発新設には3兆円との報道もあり、慎重であった当社が新設に踏み切ったのは、建設費や維持費が増大した場合でも、その9割を国の融資や電力消費者に電気料金で肩代わりさせる目処がついたからで、次世代原子炉設計者の三菱重工をはじめとする原子力産業の延命のための制度改正があるからだ。

福島原発事故から15年、その教訓はいまだに十分検証・総括されたとはいえず、事故の被害は続いている。にもかかわらず原発依存を強める経営方針は、安全性や住民の理解よりも経済性を優先する姿勢の表れである。原発新増設を進める現体制を転換するため、榊原会長の解任を求める。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見等を総合的に考慮し、当社取締役としてふさわしい人物であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、豊富な経営経験と高い識見に基づき、取締役会長および取締役会議長として、議事運営を主導し議論を活性化させることで、取締役会の実効性向上に貢献するとともに、エネルギー事業をはじめとする経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行っております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第10号議案 取締役解任の件 取締役 森 望

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 森 望

▼提案の理由

当社は、福井県内の原発敷地内に使用済燃料乾式貯蔵施設を立地する計画を進めている。原子力規制委員会の許可を一部取得、福井県との協定に基づき建設着手の事前了解を求めている段階だ。

貯蔵した燃料を2035年末までに搬出開始すると福井県に対して約束しているが、搬出先となる中間貯蔵施設を福井県外に自社で立地できるめどはなく、東電がむつ市に申し入れているむつ中間貯蔵施設の共同利用にすぎない。

本来の搬出先である六ヶ所再処理工場の新規規制基準関連の審査も遅れていることから、搬出先に不信を抱く福井県の事前了解を予定していた昨秋に得ることができず、2025年度中の着工を延期せざるを得なかった。

搬出先のないまま敷地内で保管することは、福井県外に廃棄物を持ち出すというこれまでの約束に違反するものだ。将来世代に負担を押し付けることは許されない。その場しのぎを繰り返してきた責任は重く、解任に値する。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社の取締役候補者選定に当たっては、独立社外取締役のみで構成する指名委員会において、取締役会全体の多様性を踏まえ、個々の能力、経験、人格、識見等を総合的に考慮し、当社取締役としてふさわしい人物であるか審議し決定しております。

解任の対象とされている取締役は、「関西電力グループ経営理念」のもと、経営計画に掲げた取組みを先頭に立って進めるとともに、適切な経営監督を行っております。

また、使用済燃料対策をはじめとする様々な経営課題について、全力を傾注して取り組み、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがって、解任すべき事由はありません。

第11号議案 定款一部変更の件 執行役の報酬個別開示と業務報告

▼提案の内容

当社の定款に以下の条文を追加する。

第6章 執行役

(執行役の報酬個別開示)

第36条の2 執行役の報酬を個別開示する。

第36条の3 株主総会において各執行役は業務報告をする。

▼提案の理由

昨年の総会で開示された取締役5名、社外取締役10名、執行役17名の報酬合計は9億7500万円だった。以前から提案してきた取締役数の削減と報酬個別開示はされたが、指名委員会等設置会社に移行して置かれた執行役の報酬は個別開示されていない。

当社は15年前の過酷な福島原発事故の被害を精査することなく、原発へ回帰している。新規原発の建設コストは3兆円と報道され、一企業が手掛けられるプラントではない。原発稼働もしくりで、国の援助、補助金など総動員しなければ成り立たない。挙句に裏工作、賄賂、カルテルといったことを引き起こしてしまう要素が潜んでいる。当社は環境に負荷のない再生可能エネルギーにもっと力を入れるべきだ。執行役は業務執行機能のトップだが、当社が原発に重きを置き担当執行役を優遇しすぎではないか、再生可能エネルギーを進める執行役が不利な状況になっていないか、株主に開示して明らかにすべきだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、法令に従い、執行役の基本報酬・業績連動報酬・株式報酬の区分ごとの総額および対象となる執行役の員数、ならびに報酬委員会が定める報酬等の決定に関する方針を開示しております。これにより報酬等の決定についての客観性・透明性は確保されております。執行役は、忠実にその業務を執行しており、取締役会は、その状況について随時報告を受け、適切に監督を行っております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第12号議案 定款一部変更の件 原発事故避難の権利委員会の設置

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 原発事故避難の権利委員会

(原発事故避難の権利委員会の設置)

第45条 原発事故による避難者の「避難の権利」を守ることを目的とする。

第46条 委員会は原子力事業と利害関係のない有識者5名で構成され、うち原発事故避難者を最低1名含めるものとする。

第47条 原発事故避難者の避難の権利を守るための基金を設立し、賠償や避難住宅の確保などの運用を委員会決定する。

第48条 当社の原発事故による避難者はもちろん、他社の原発事故による避難者に対しても、避難の権利を守るための賠償や住宅確保をするものとする。

▼提案の理由

福島原発事故後14年と8ヶ月経っても、事故避難者は昨年11月福島県発表の数字で2万3700人。現実にはもっと多くの避難者が存在するだろう。一般人の被曝限度は年に1mSvだが、福島原発事故の避難解除の被曝基準は年20mSv。一般人の20倍の被曝を強いられている。

また原発事故の避難計画では、原発から5kmから30km圏内の住民は、屋内退避を強いられる。その被曝基準は週に100mSv。これは被曝を強要する「避難させない避難計画」だ。

自分では何も悪いことをしていない人たちが、原発事故で突然当たり前の暮らしを奪われ、一般人の5200倍以上の被曝を強いられることになる避難計画は明らかな人権侵害である。

当社は避難するかしないかを自分で選ぶ「避難の権利」を保証し、避難者に賠償、住宅提供するための基金を作することを提案する。当社所有の原発の事故はもちろん、他社の原発事故の避難者に対しても、同様の補償をする。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

原子力災害時の住民防護については、国の原子力災害対策指針等において、屋内退避・避難・一時移転等の防護措置を適切に組み合わせ、被ばく線量の低減と避難行動に伴う健康等への影響を抑えることの双方を目指すこととされております。また、原子力災害時の避難については、関係自治体において地域防災計画・避難計画が整備され、当該計画に基づく住民避難訓練等が実施されております。

当社は、避難時における移動手段・放射線防護資機材の支援や要員の派遣等、国および自治体に対し必要な協力を行い、災害時の対応能力のさらなる向上に取り組んでおります。また、原子力事故に伴う賠償については、法令等に基づく制度のもとで適切に対応いたします。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第13号議案 定款一部変更の件 むつ市への使用済核燃料の搬入禁止

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第10章 使用済核燃料

(むつ市への使用済核燃料の搬入禁止)

第49条 使用済核燃料を青森県むつ市の中間貯蔵施設には搬入しない。

▼提案の理由

「原発はトイレ無きマンション」と言われて久しいが、当社はいよいよ切羽詰まってきた。原発サイトでの満杯が近づき、これまでの場当たりのな対策があだとなり、中間貯蔵施設も過去の約束通りには実現せず、敷地内での乾式貯蔵施設設置で凌ごうとしている。が、それは県外搬出の約束を何度も反故にしてきた不誠実の積み増しではない。

電事連の名目でフランスへ搬出するのも、焼け石に水でしかない。山口県上関で中国電力との共同開発の中間貯蔵施設計画を打ち上げたものの、規模や工期は不明で、当社の熱意が感じられない。現地の反対も根強く、実現したとしても10数年後のことだ。六ヶ所再処理工場も未だ竣工が見通せない。

今すぐに対応可能な場所はむつ中間貯蔵施設しかない。東電と日本原電のみの受け入れで計画されたが、量的余裕が生じ、減収が見込まれているところにつけいり、場当たりに（電事連の名目でも）滑り込もうとするのは間違いだ。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、使用済燃料対策を重要な経営課題と捉えており、「使用済燃料対策ロードマップ」に従い、六ヶ所再処理工場および使用済MOX燃料の仏国への搬出ならびに中間貯蔵施設の操業開始に向けた取組みを確実に実施してまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適當ではないと考えます。

第14号議案 定款一部変更の件 原子力に頼らないゼロカーボンの実現

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第11章 原子力に頼らないゼロカーボン

(原子力に頼らないゼロカーボンの実現)

第50条 当社は原子力に頼らずにゼロカーボンを実現する。

▼提案の理由

原子力事業は安全対策費やバックエンド費用の高騰により、かつての低コスト優位性を喪失し、将来的な「座礁資産」となるリスクが極めて高い。現在の高収益は原発稼働に過度に依存した一時的なものであり、ひとたび規制変更や事故が発生すれば、年間数千億円の損失を招く危うい経営体質である。

世界的に再エネコストが急落し、主要顧客が脱炭素の質（再エネ100%）を求める中、原子力に資本を集中し続けることは成長機会の損失に他ならない。

本提案は、不透明な原子力リスクを排除し、経営資源を再生可能エネルギーや蓄電事業へ戦略的に再配分することで、資本効率を向上させ、中長期的な企業価値と株価の最大化を目指すものである。不確実なリスクからの撤退は、将来の巨額減損を回避するための最も合理的な経営判断であり、持続可能な成長基盤の構築に不可欠である。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、資源に乏しい我が国において、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提として、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成の観点で優れている原子力が果たす役割は大変大きいと考えております。第7次エネルギー基本計画においても、今後増加が見込まれる電力需要を踏まえ、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す方向性が示されております。その中で、原子力は、優れた安定供給性、技術自給率を有し、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少なく、一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源と整理されております。

当社としては、ゼロカーボン社会の実現に向けて、「関西電力グループ ゼロカーボンビジョン2050」およびその実現への道筋を定めた「関西電力グループ ゼロカーボンロードマップ」でお示ししているとおり、再生可能エネルギーの主力電源化、火力のゼロカーボン化および脱炭素電源である原子力の安全確保を大前提とした最大限の活用等により、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとすることとしております。

したがって、ご提案の内容を定款に定めることは適当ではないと考えます。

第15号議案 定款一部変更の件 使用済核燃料の直接処分

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第12章 使用済核燃料の直接処分

(使用済核燃料の直接処分)

第51条 当社は再処理をせず使用済核燃料を直接処分する。

▼提案の理由

六ヶ所再処理工場は1993年に着工、33年経ったが、まだ竣工できていない。建設費は当初7000億円だったが、2025年6月時点での建設費は3兆7400万円、総事業費は15兆6千万円を超え、今後も増える可能性が高い。

これまで27回も竣工を延期しているが、日本原燃の増田社長は26年度中の竣工予定を「今回は確度が高い」と発言した。しかし、日本原燃は再処理工場工程で、最難関ともいえる高レベル放射性廃液からガラス固化体をつくる工程の試験を、竣工後に行うことを望んでいる。一方で規制委員会は、アクティブ試験で残った廃液210m³のガラス固化ができないと、新たな燃料せん断は認めない方針だ。たとえ竣工が予定どおり26年度中に行われたとしても、再処理はできないことになる。そうなれば新たな使用済核燃料を六ヶ所再処理工場に搬入できず、当社のロードマップは破綻する。核燃料サイクルは破綻している。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

使用済燃料の再処理については、国の第7次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、核燃料サイクルの推進を基本的方針とすることが示されております。この方針のもと、当社は、六ヶ所再処理工場の確実な竣工に向けて、日本原燃へ人員派遣等を行うとともに、再処理事業に係る総事業費の低減に向けて継続的な効率化努力を促すなど、引き続き必要な支援を行ってまいります。

したがいまして、ご提案の内容を定款に定めることは適當ではないと考えます。

〈株主(1名)からのご提案(第16号議案)〉

第16号議案は、株主(1名)からのご提案によるものであります。なお、提案株主(1名)の議決権の数は、682,868個であります。

第16号議案 定款一部変更の件 ゼロカーボン社会の実現への貢献

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第13章 持続可能な社会の実現への貢献

(ゼロカーボン社会の実現への貢献)

第52条 本会社は、ゼロカーボン社会の実現に貢献するため、再生可能エネルギーをはじめとする多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を積極的に行う。

2 原子力発電については次世代革新炉や核融合炉などの技術開発を推進し、盤石な安全性を確保するとともに、次の各号の要件を早期に満たし安全な稼働を実現する。

- (1) 天災・武力攻撃を含む論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
- (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
- (3) 使用済燃料の最終処分方法の確立

▼提案の理由

ゼロカーボン社会の実現に向けて、革新的な新技術の開発を行いながら、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様かつゼロカーボンの実現につながるエネルギー源の導入を積極的に進めるべきである。

原発についても、昨今の中東情勢により燃料確保が懸念される中、市民生活を守るためのエネルギーの安定供給は重要だが、災害や戦闘行為の対象となるリスクもあり、ひとたび過酷事故が発生すると広範囲での回復不可能かつ甚大な被害が想定され、株主利益の著しい棄損のみならず、将来に過大な負担を残す恐れがあることから、革新的な技術開発により盤石な安全性が確保されなければならない。

使用済燃料の中間貯蔵施設の候補地が決まらず、最終処分方法も確立されていない。増え続けている使用済燃料について処理の見通しが立たないまま、ツケを将来世代に回すことは断じて許されず、これらの課題を早急に解消すべきである。

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

当社は、ゼロカーボン電源の開発等を通じて、エネルギーの安定供給と脱炭素化に貢献したいと考えております。そのために、再生可能エネルギーの主力電源化や脱炭素電源である原子力の最大限の活用等を通じて、S + 3 E、すなわち、安全確保を大前提として、エネルギーの安定供給、経済性および環境性の同時達成を念頭に置いた最適な電源構成を目指してまいります。

原子力の技術開発については、リプレースの実現に向けて、プラントメーカーや他の電力会社との協力のもと、革新軽水炉の検討を行うとともに、将来の可能性を有する新型炉についても技術的な知見の収集と検討を進めております。

原子力の安全性については、安全を多段的に確保する深層防護の観点から、対策の強化を実施するとともに、国の定める規制基準への確実な対応に留まらず、自主的・継続的に安全性向上に努めてまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、原子力損害賠償法および原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等に基づいて、事業者間の相互扶助や国の支援が可能となる仕組みが導入されております。

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国のエネルギー基本計画において、国が前面に立って取り組むという方針が示されており、当社は、国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構と引き続き連携してまいります。

ご提案の内容は、いずれも業務執行に属するものであり、株主総会の信任を受けた取締役会の監督のもと、執行役が担うことが相当であります。加えて、ご提案には、当社事業の前提となる国のエネルギー政策そのものに関する事項も含まれていることから、会社の基本的事項を定める定款に記載することは適当ではないと考えます。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

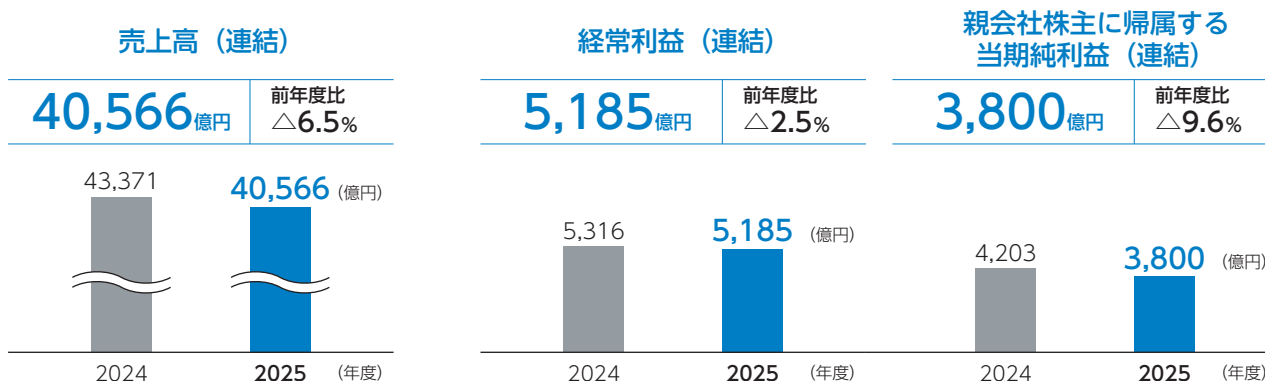
(1) 事業の経過およびその成果

当社グループは、中期経営計画の総仕上げの年として、グループの総力を挙げて「KX (Kanden Transformation)」に着実に取り組み、計画に掲げた財務目標についても概ね達成することができました。

当年度の連結収支の状況については、収入面では、販売電力料が減少したことなどから、売上高（営業収益）は4兆566億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を2,346億円下回り、4兆2,198億円となりました。

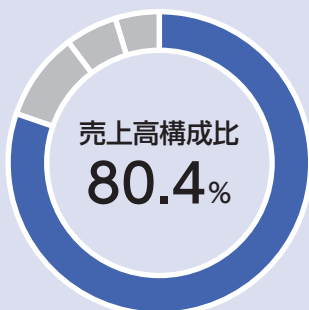
支出面では、他社購入電力料や火力燃料費が減少したことなどから、経常費用合計は3兆7,012億円と、前年度に比べて2,214億円の減少となりました。この結果、経常利益は5,185億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3,800億円となりました。

当年度の期末配当については、株主還元方針のもと、1株当たり45円といたしたいと存じます。



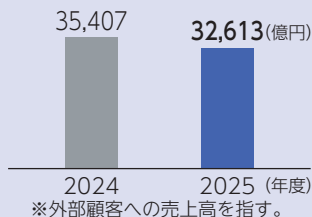
(事業別の状況)

エネルギー事業



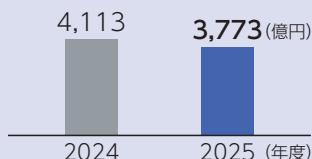
売上高* **32,613**億円

前年度比 △7.9%



経常利益 **3,773**億円

前年度比 △8.3%



シャインハット

業績

総販売電力量（小売販売電力量と他社販売電力量の合計）は1,522億kWhと前年度に比べて2.5%減少しました。

ガス販売量（家庭用分野と法人用分野の合計）は139万トンとなり、前年度に比べて16.5%減少しました。

収入面では、販売電力料が減少したことなどから、売上高は3兆2,613億円と、前年度に比べて2,793億円の減収となりました。支出面では、他社購入電力料や火力燃料費が減少したことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は3,773億円と、前年度に比べて339億円の減益となったものの、中期経営計画に掲げる当年度目標の2,750億円を上回りました。

当年度の取組み

<原子力>

原子力プラントについては、7基全てが運転を継続しており、高経年化対策についても、国の認可を受けた長期施設管理計画に基づき、安全性を確保しつつ適切に対応しております。

また、「ゼロカーボンビジョン2050」において掲げている新增設・リプレースの実現を推進していくため、美浜発電所後継機について、事業成立性検討の一環として、昨年11月に自主的な現地調査を開始いたしました。

今後とも、原子力プラントの安全・安定運転および安全性・信頼性のより一層の向上に取り組んでまいります。

<再生可能エネルギー>

水力発電事業については、設備更新によって最大出力を増加させた笠置発電所3号機が運転を開始し、また、奥多々良木発電所3、4号機に加えて奥吉野発電所1、2号機でも長期脱炭素電源オークションを活用した設備更新を進めてまいりました。

洋上風力発電事業については、山形県遊佐町沖において現地での各種調査等を進めているほか、本年1月に長崎県五島市沖の五島洋上ウィンドファームが運転を開始するなど着実に開発を推進しております。

また、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、昨年12月に栃木県佐野市におけるバイオマス発電事業へ参画し、東京地下鉄株式会社とコーポレートPPA（電力購入契約）を締結するなどお客さまニーズを踏まえた取組みを進めているほか、昨年5月の大阪府泉南郡岬町における蓄電所事業への参画をはじめとした複数の蓄電所事業への参画に加え、蓄電所向けのワンストップソリューションサービス（Candence）の提供開始やO&M事業における新会社（株式会社K2-BatOM）の設立等に取り組んでおります。加えて、系統用蓄電池をはじめとした分散型リソースの運用については、E-Flow合同会社がAIを活用したシステムを通じ、卸電力取引市場、需給調整市場および容量市場において最適な市場取引を行っております。

海外においては、ポートフォリオの適切な管理を通じて安定的に収益を確保しつつ、ドイツにおけるヴィンダンカー洋上風力発電事業等の推進に加えて、欧州を中心に複数の洋上風力開発プロジェクトを推進するアイルランドのシンプリー・ブルー・エナジー社に対して昨年10月に出資参画するなど、グローバルな事業拡大を着実に進めております。

<火力・水素>

火力発電事業については、最新の高效率コンバインドサイクル機への設備更新に向けた取組みとして、南港発電所において設備更新計画を進めるとともに、姫路第一発電所において事業性評価を行っております。

また、火力発電のゼロカーボン化に向けて、CCSやゼロカーボン燃料の導入に向けた検討に取り組んでおります。

なお、赤穂発電所、御坊発電所2号機および関西国際空港エネルギーセンターは、設備高経年化に加え、事業環境変化を総合的に勘案し廃止いたしました。

水素の利活用については、姫路第二発電所において水素混焼発電実証を実施し、昨年6月には事業用大型ガスタービンとして国内初となる混焼率30%（体積比）を達成いたしました。本実証で発電した電気の一部を大阪・関西万博へ供給し、次世代エネルギーの可能性を広く社会発信してまいりました。

＜ソリューションサービスの提供＞

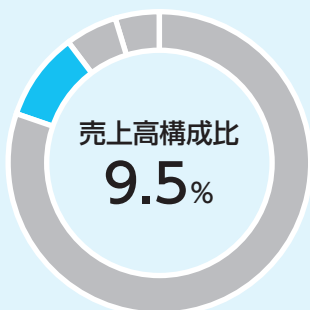
ご家庭のお客さまへのサービスについては、従来のオール電化住宅向け等のメニューに加え、省エネ給湯機エコキュート、太陽光発電設備および蓄電池設備それぞれについて、リース料金と一定量までの電気料金がセットになった「はぴeセット」等の各種メニューの提供を推進いたしました。また、当社の電気とガスをセットにした提案活動を推進し、年度末時点での関電ガスの契約件数は約163万件となりました。

法人のお客さまへのサービスについては、脱炭素の計画策定から具体策の実行までをトータルサポートする「ゼロカーボンパッケージ」において、より一層サービス内容の充実を図っております。具体的には、分散型エネルギーリソースの最適制御等を行うエネルギーマネジメントシステム「SenaSon」や省エネ支援を行う「エネルギー」等のサービスをはじめ、太陽光発電・蓄電池オンサイトサービス、コーポレートPPAおよびFIP転提案等にも取り組んでおります。また、これらのサービスと電力販売の一体的な提供を推進し、お客さまのエネルギー利用の高度化・最適化を通じた生産性向上に貢献しております。加えて、海外においても東南アジアを中心に、最適なエネルギーシステムの構築・運用に関するソリューション提案を推進しております。

中核会社の株式会社関電エネルギーソリューションにおいては、お客さまの設備状況に応じた魅力あるメニューの開発により、全国でユーティリティサービスを採用いただいております。首都圏向け活動体制の強化等の事業拡大に努めており、お客さまの空調設備を自動で最適制御する「おまかSave-Air」が省エネ大賞を受賞するなど、エネルギーマネジメント技術が高く評価されております。

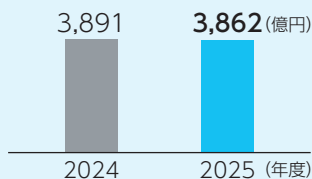
(事業別の状況)

送配電事業



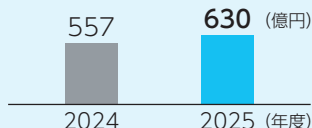
売上高 3,862億円

前年度比 △0.7%



経常利益 630億円

前年度比 +13.0%



点検の様子

業績

収入面では、需給調整取引に伴う地帯間・他社販売電力料が減少したことなどから、売上高は3,862億円と、前年度に比べて28億円の減収となりました。支出面では、需給調整取引に伴う費用が減少したことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は630億円と、中期経営計画に掲げる当年度目標の100億円を上回り、前年度に比べて72億円の増益となりました。

当年度の取組み

<送配電>

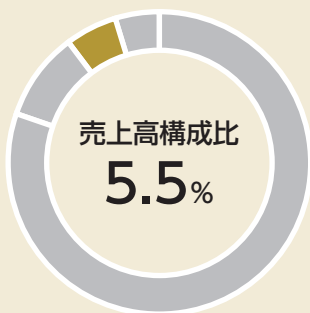
関西電力送配電株式会社においては、高経年化設備の計画的更新やネットワークの次世代化を着実に推進し、電力の安全・安定供給に取り組んでまいりました。

また、託送料金制度のもと、効率化等における業界トップランナーとなるべく、DXの活用等によって、さらなるコスト構造改革の推進とカイゼンを通じた生産性向上に取り組んでいるほか、需給調整市場の課題解決や託送料金制度の改善について、意見提起等を行いました。

託送事業以外では、大阪・関西万博において、通信基地局やWi-Fi、カメラ、街路灯等を搭載した多機能型スマートポールを会場で実証展示するなどの取組みを行いました。また、国際事業では、同社初となる海外事業者への出資として、インドのオーエムシー・パワー・プライベート・リミテッド社へ出資参画するなど、事業領域の拡大を図りました。

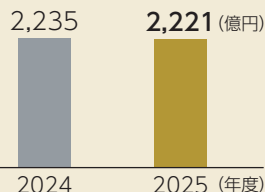
(事業別の状況)

情報通信事業



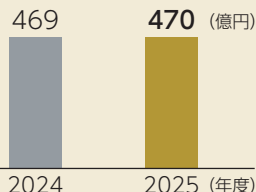
売上高 2,221 億円

前年度比 △0.6%



経常利益 470 億円

前年度比 +0.3%



OSK1

業績

収入面では、株式会社オプテージにおける法人サービス等の増加による増収があったものの、連結子会社を連結範囲から除外したことなどから、売上高は2,221億円と、前年度に比べて13億円の減収となりました。一方、内部売上高を含めた売上高は3,187億円と、前年度に比べて60億円の増収となりました。支出面では、株式会社オプテージにおいて、人件費、販売手数料等の販売管理費が増加したことなどから、経常費用は増加しました。この結果、経常利益は470億円と、中期経営計画に掲げる当年度目標の450億円を上回り、前年度に比べて1億円の増益となりました。

当年度の取組み

<情報通信>

中核会社の株式会社オプテージにおいては、個人向け事業で、FTTHサービス「eo光」が近畿圏の顧客満足度調査で19年連続第1位を受賞するなど高い評価をいただいております。約170万件のお客さまに選ばれております。

MVNO事業では、「mineo」のサービス強化を進め、約141万件のお客さまに選ばれております。今後、音声フルMVNO事業へ参入し、かけ放題等のサービスの柔軟な設計、海外ローミング等の付加価値提供により、競争力の強化を目指してまいります。

法人向け事業では、本年1月に都市型データセンター「曽根崎データセンター」を開設したほか、首都圏や海外も含めたデータセンター間を相互接続するサービスの提供開始等、データセンターやインフラ整備等の成長分野での取組みを進めております。

<ハイパースケールデータセンター (HSDC) >

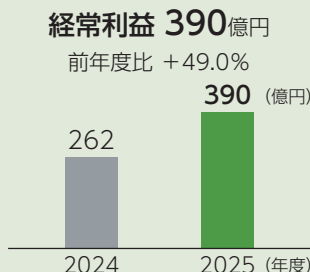
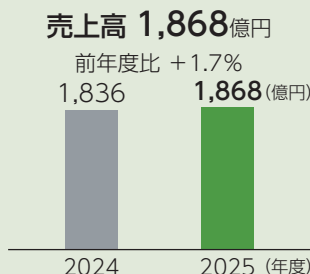
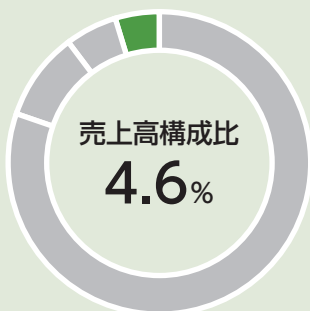
米国CyrusOne社と当社で設立した関西電力サイラスワン株式会社においては、HSDC事業の第1号案件について、2027年度中の営業開始を目指し、昨年8月に京都府精華町で建設工事を開始いたしました。

(事業別の状況)

生活・ビジネスソリューション事業



シエリアタワー中之島



業績

収入面では、関電不動産開発株式会社の賃貸事業において、住宅やビルの賃貸収入が増加したことなどから、売上高は1,868億円と、前年度に比べて32億円の増収となりました。支出面では、関電不動産開発株式会社の住宅分譲事業において、商品原価等の売上原価が減少したことなどから、経常費用は減少しました。この結果、経常利益は390億円と、中期経営計画に掲げる当年度目標の300億円を上回り、前年度に比べて128億円の増益となりました。

当年度の取組み

<不動産>

中核会社の関電不動産開発株式会社においては、住宅分譲事業で、関西圏や首都圏を中心にマンション販売が好調に推移するとともに、本年2月にはオール電化に加えてCO₂フリー電気を高圧一括受電方式で供給することで「マンション全体におけるCO₂排出量の実質ゼロ」を実現した「シエリアタワー中之島」が竣工いたしました。

賃貸事業では、「多様なつながりでチームビルディングを後押しするオフィス」をコンセプトに、初のコンパクトオフィス「関電不動産茅場町ビル」が昨年10月に竣工いたしました。また、堂島浜や難波等の関西圏での再開発プロジェクトの推進や首都圏での複合施設の再開発に取り組んでおります。

海外事業では、日系企業の幹事会社として参画する米国カリフォルニア州におけるプロジェクトにおいて、学生向け賃貸住宅の新築工事に着工するなど、米国や豪州等で様々な住宅開発や賃貸事業に参画しております。

(2) 対処すべき課題

昨今、世界では、地政学的な緊張や保護主義の台頭、サプライチェーンの分断等により不確実性が高まるとともに、国内においても、金利や物価の上昇が進行するなど、先行きの不透明さが一段と増しております。一方、DX・AI等の技術革新に伴い、産業構造の変革が進み、電力需要は中長期的に増加していくことが見込まれます。

こうした中、当社グループは、本年4月、2040年の目指す姿や向こう3年間の取組方針を掲げた「関西電力グループ 経営計画2026」を新たに策定いたしました。2040年においても、社会基盤を担う企業グループとして、日本の産業とともに成長し、お客さまや社会のお役に立ち続けてまいりたいと考えております。取り巻く経営環境の変化にも機動的かつ柔軟に対応しながら、「KX」をより深化させた「KX toward 2040」を推進いたします。これからの3年間は、目指す姿の実現に向けた歩みを加速する期間と位置づけております。強靱な社会基盤を提供し続けるため、将来を見据え、規律のある投資を足元から着実に進めながら、多様なステークホルダーのみなさまとともに新たな価値を創り、共感と成長を分かち合ってまいります。

当社グループは、エネルギーの安全・安定供給の確保に万全を期しながら、みなさまのご期待にお応えできるよう、企業価値の向上に全力を尽くしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

関西電力グループ 経営計画2026の概要

KX Kanden Transformation toward 2040

日本のエネルギーを牽引し、「関西」「電力」を超えて、強靱な社会基盤を提供する
多様なステークホルダーの皆さまとともに新たな価値を創り、共感と成長を分かち合う

2040年に向け推進する取組み⁽¹⁾

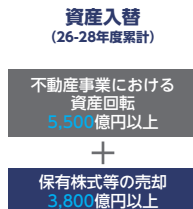
- ・エネルギー、送配電、情報通信、不動産は変わらず成長の柱
- ・新たな事業をFirst Moverとして探索・事業化

- ・累計15兆円(26-40年度)の規律ある投資
- ・ROIC-WACCスプレッド100~150bps、営業CF1.5兆円(40年度)
- ・お客さまや社会から支持される持続的な収益力の追求
- ・バランスシートマネジメント
- ・人材基盤強化やAIの活用
- ・サプライチェーン確保に向けた対応
- ・グループ全体の内部統制強化とより良い組織風土の醸成

- | | | |
|-------|---|---|
| エネルギー |  | 電源のリブレース、全国適地での電源開発
発電設備容量3割増、GHG排出量(Scope1、2)削減80% ⁽²⁾
お客さまから信頼され選ばれるサービスの開発・提供 |
| 送配電 |  | 高経年化設備の計画的更新と電力ネットワークの次世代化 |
| 情報通信 |  | コネクティビティ DC3地点以上、海底ケーブル複数案件、利益規模2倍 |
| 不動産 |  | 国内主要都市における地域・面開発、利益規模2倍 |
| 新領域 |  | HSDC:900MW、水素事業:取扱量全国シェア3割 |

この3年間は歩みを加速する期間

- ・資産入替によりキャッシュを創出し、足元から着実に投資を行うとともに株主還元を実施



株主還元

26-28年度累計2,700億円以上

連結配当性向25~35%目安

配当の維持または増配に努める

財務目標 (26-28年度平均)

ROIC 3.3%以上	ROE 8.0%以上
Net Debt/EBITDA 5倍程度	自己資本比率 30%台半ば
EBITDA 8,000億円以上	純利益 2,700億円以上

注記: (1) 各セグメントに記載の数値、地点数等は2040年時点の想定
(2) 2013年度比

(ご参考)

業務改善計画の進捗状況について

- ・当社は、新電力顧客情報の不適切な取扱い、独占禁止法違反行為を踏まえ、2023年5月、8月に業務改善計画を提出し、「公正な競争の実現に向けたトップコミットメント」のもと、再発防止策に掲げた各取組みについて、計画どおり、確実に実施してまいりました。
- ・これらの取組みは、電力・ガス取引監視等委員会から、実効的に進めていると評価を受けました。
- ・また、2025年度までの取組みについては、外部人材が過半数を占める取締役会、監査委員会およびコンプライアンス委員会で、個別の再発防止対策にとどまることなく、組織風土改革や内部統制強化の取組みの浸透・定着が進んでいることを確認いたしました。
- ・今後も、グループ全体で、ガバナンス強化とコンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

新電力顧客情報の不適切な取扱いによる 電気事業法違反の再発防止策	特別高圧電力および高圧電力の取引に関する 独占禁止法違反の再発防止策
●託送情報に係る情報システムの物理的分割等 ●情報システム開発・運用プロセスにおける対策 ●ソリューション本部において同様の事案を起こさないために速やかに行った措置 (業務運用・情報システムの総点検、コンプライアンス研修と継続して研修を行う仕組みの整備、従業員の声の拾い上げるための対話活動の強化、業務の適切性を確保するためのチェック体制の強化および委託先への対応)	●社内規程等の整備 (独占禁止法遵守のための仕組み整備) ●教育・研修等の充実 (独占禁止法の理解促進およびコンプライアンス意識の再徹底) ●予防機能の強化 (独占禁止法違反防止のための支援体制の強化) ●監視機能の強化 (チェック機能の強化)
通底する発生原因を踏まえた共通の再発防止策	
実績は2026年3月末時点の情報を記載 ●公正な競争の実現に向けたトップコミットメントの発信 ●内部統制の強化 ・コンプライアンス推進本部・チーフコンプライアンスオフィサーの設置、内部監査の強化、内部統制基盤・リスク管理の強化・高度化、企業集団の内部統制強化を実施 (内部統制部会を計26回開催：2025年度は7回開催)。 ●組織風土の改革 ・社長を議長とする「組織風土改革会議」を設置 (計53回開催：2025年度は16回開催) し、組織風土改革のための各職場の自律的・継続的な取組みのサポート、多様な属性の従業員との対話活動および全社的な啓発活動を順次実践。 ●外部人材を活用した取組みの実施状況および実効性の検証 ・取締役会による特別監督として、執行側から業務改善計画の実施状況の報告を受け、助言・指導。改革の取組状況等を監督するため、社外取締役と従業員との対話を実施。 ・監査委員会による特別監査として、一連の改革の取組状況について定期的かつ必要に応じて報告を求め、常勤監査委員がその内容を監査委員会に報告。また、監査の実効性をより高めるため、内部監査部門との連携の更なる強化を実施。 ・コンプライアンス委員会が、必要なモニタリングと見直しを継続的に実施。	

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額

エネルギー事業	2,747億円
送配電事業	1,769億円
情報通信事業	748億円
生活・ビジネスソリューション事業	609億円
内部取引消去	△ 68億円
設備投資総額	5,806億円

b. 廃止した主な設備

	発 電 設 備
廃 止	[火 力] 赤穂発電所 1、2 号機 (各600,000kW)

(4) 資金調達の状況

a. 社 債

発 行 額	償 還 額
1,674億円	2,300億円

b. 借入金

借 入 額	返 済 額
4,541億円	6,043億円

c. コマーシャル・ペーパー

発 行 額	償 還 額
—	—

(5) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
関 西 電 力 送 配 電 株 式 会 社	400.0億円	100.0%	一般送配電事業等
株 式 会 社 オ プ テ ー ジ	330.0	100.0	電気通信事業（個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス）、有線一般放送事業、小売電気事業、警備業、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ユーティリティ（電気・熱源）設備の建設・保有を含めた運転保全サービス、電気事業
関 電 不 動 産 開 発 株 式 会 社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
関 電 プ ラ ン ト 株 式 会 社	3.0	100.0	火力・原子力発電設備の保全、工事
関電ファシリティーズ株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理および運営管理、駐車場運営管理
N e x t P o w e r 株 式 会 社	1.0	100.0	マンション高圧一括受電サービス事業
株 式 会 社 関 電 シ ス テ ム ズ	0.9	100.0	情報システム・電気通信に関するコンサルティング、システム開発・運用・保守、ソフトウェア・機器類等のサービス提供および情報設備・電気通信設備の設計・保守
KANSAI ELECTRIC POWER AUSTRALIA PTY LTD	3.9 (億米ドル)	100.0	オーストラリアにおけるプルートLNGプロジェクトの開発・操業・管理

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
* 日 本 原 燃 株 式 会 社	4,000.0億円	17.3%	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業
* 株 式 会 社 き ん で ん	264.1	36.8	電気・情報通信・環境関連工事
* 株 式 会 社 エ ネ ゲ ー ト	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
* SAN ROQUE POWER CORP.	7.2 (百万比ペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

- (注) 1. *印は持分法適用の関連会社であり、他は全て連結子会社であります。
2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。
3. 当社は、株式会社きんでんが行う自己株式の公開買付けに応募し、当社および関電不動産開発株式会社が保有する株式の一部を売却することを本年4月27日に決議いたしました（売却予定株式数は33,500,000株）。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社かんでんエンジニアリングにおいて、工事の警備費用に関する不適切な取扱いが判明し、社外弁護士による調査を実施のうえで、同社は、本年3月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。

グループを挙げて、徹底した再発防止に努めてまいります。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 11億1,492万7,528株
- (3) 株主数 31万3,328名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	146,008千株	13.10%
大 阪 市	68,287	6.13
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	54,513	4.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	37,142	3.33
ELLIOTT INTERNATIONAL LP	33,356	2.99
神 戸 市	27,351	2.45
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	19,223	1.72
J P MORGAN CHASE BANK 385781	18,819	1.69
関 西 電 力 持 株 会	17,939	1.61
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	16,819	1.51

(注) 出資比率は、自己株式（40,892株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社役員に交付した株式の区分別合計は次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
執 行 役	32,271株	2名

- (注) 1. 執行役の対象には、取締役を兼務する執行役を含めております。
2. 当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長 (社 外)	榊 原 定 征	指名委員会委員長 報酬委員会委員	一般社団法人日本経済団体連合会 名誉会長 (株)シマノ 社外取締役 一般社団法人日本野球機構 会長
取 締 役 (社 外)	友 野 宏	監査委員会委員長	
取 締 役 (社 外)	高 松 和 子	指名委員会委員 報酬委員会委員長	
取 締 役 (社 外)	内 藤 文 雄	監査委員会委員	江崎グリコ(株) 社外監査役
取 締 役 (社 外)	真 鍋 精 志	指名委員会委員 報酬委員会委員	西日本旅客鉄道(株) 相談役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取 締 役 (社 外)	園 潔	指名委員会委員 監査委員会委員	(株)三菱ＵＦＪ銀行 特別顧問 読売テレビ放送(株) 社外取締役 損害保険ジャパン(株) 社外取締役 [監査等委員] 日東電工(株) 社外監査役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取 締 役 (社 外)	矢 萩 典 代	報酬委員会委員	
取 締 役 (社 外)	原 悦 子	監査委員会委員	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同 事業 パートナー ガンホー・オンライン・エンターテイメント(株) 社外取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役 (代表執行役社長)	森 望		電気事業連合会 会長 日本原子力発電(株) 取締役 テレビ大阪(株) 社外取締役 公益社団法人関西経済連合会 副会長
取締役 (代表執行役副社長)	荒 木 誠		
取締役 (代表執行役副社長)	小 川 博 志		日本原燃(株) 社外取締役
取 締 役	島 本 恭 次	監査委員会委員 (常勤)	関西電力送配電(株) 監査役
取 締 役	西 澤 伸 浩	監査委員会委員 (常勤)	

- (注) 1. 当社は、社外取締役全員を、(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
2. 社外取締役全員の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。
3. 監査委員会委員内藤文雄氏は、学識経験者として、また、監査委員会委員西澤伸浩氏は、当社執行役員経理室長および経理部門担当役員経験者として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 真鍋精志氏および園潔氏は、2026年5月25日付で公益社団法人関西経済連合会 副会長を退任しております。
5. 当社は、常勤の監査委員会委員として、島本恭次氏および西澤伸浩氏を選定し、両氏が内部監査部門や会計監査人等との連携、社内の重要な会議等への出席等を行うことで、適時的確な情報把握等を行っております。また、これらの情報を他の監査委員会委員と共有したうえで議論・決定できる体制を構築することにより、監査委員会の監査・監督機能の強化を図っております。

(2) 執行役の氏名等

地 位	氏 名	委嘱業務	重要な兼職の状況
代表執行役社長	森 望		電気事業連合会 会長 日本原子力発電(株) 取締役 テレビ大阪(株) 社外取締役 公益社団法人関西経済連合 会 副会長
代表執行役副社長	水 田 仁	原子力事業本部長	
代表執行役副社長	荒 木 誠	コーポレート業務全般、組織風土改革室担当、 データセンター事業推進室担当、ＩＴ戦略室担 当、ＣＩＳＯ（最高情報セキュリティ責任 者）、経営監査室担当	
代表執行役副社長	小 川 博 志	エネルギー事業全般、中間貯蔵推進担当、 エネルギー・環境企画室担当、原子燃料サイ クル室担当（サイクル事業）、立地室担当	日本原燃(株) 社外取締役
代表執行役副社長	藤 野 研 一	ソリューション本部長、ガス事業本部指導	
執行役常務	内 藤 直 樹	関西電力グループ東京チーフアラインメントオ フィサー	
執行役常務	多 田 隆 司	水力事業本部長、土木建築室担当	
執行役常務	宮 本 信 之	人財・安全推進室担当、総務室担当	
執行役常務	槇 山 実 果	ソリューション本部長代理、ガス事業本部長	
執行役常務	池 田 雅 章	ＣＣＯ（チーフ・コンプライアンス・オフィ サー）、コンプライアンス推進本部長、広報 室担当	
執行役常務	田 中 徹	経営企画室担当、調達本部長、経理室担当	
執行役常務	高 畠 勇 人	原子力事業本部長代理（原子力安全・技術、 原子力発電、原子燃料）、原子燃料サイクル 室担当（原燃契約）	
執行役常務	桑 原 徹	グローバルＥＸ事業本部長	
執行役常務	野 地 小 百 合	原子力事業本部長代理（原子力企画）	
執行役常務	桑 野 理	水素事業戦略室担当、イノベーション推進本 部長	
執行役常務	小 谷 明 也	エネルギー需給本部長、火力事業本部長	

(3) 取締役および執行役の報酬等の額

役員区分		報酬等の 総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】			対象となる 役員の員数 【名】
			基本報酬	業績連動報酬 (注1)	株式報酬 (注1)	
取締役	取締役 (社外取締役を除く)	73	73	—	—	2 (注2)
	社外取締役	157	157	—	—	9 (注3)
執行役		850	482	300	67	18 (注4)

- (注) 1. 業績連動報酬および株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。なお、業績連動報酬の金額には、昨年3月31日をもって辞任した執行役1名に対する業績連動報酬（賞与）の確定額と見積額との差額を含んでおります。
2. 「取締役（社外取締役を除く）」の対象となる役員の員数には、執行役を兼務する取締役の人数を含めておりません。
3. 「社外取締役」の対象となる役員の員数には、昨年6月26日開催の第101回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名も含めております。
4. 「執行役」の対象となる役員の員数には、取締役を兼務する執行役の人数を含めております。また、昨年3月31日をもって辞任した執行役1名および昨年6月26日をもって退任した執行役1名も含めております。
5. 当事業年度の期末時点における取締役（社外取締役を除き、執行役を兼務する取締役を含む）の報酬等の額は、次のとおりであります。

氏名	地位 (期末時点)	報酬等の総額 【百万円】	報酬等の種類別の総額【百万円】		
			基本報酬	業績連動報酬 (注)	株式報酬 (注)
森 望	取締役 代表執行役社長	97	54	36	7
荒 木 誠	取締役 代表執行役副社長	70	40	24	5
小 川 博 志	取締役 代表執行役副社長	70	40	24	5
島 本 恭 次	取締役	36	36	—	—
西 澤 伸 浩	取締役	36	36	—	—

(注) 業績連動報酬および株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しております。

(4) 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針等

a. 取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針 (報酬制度の方針および概要)

取締役および執行役の報酬は、会社法の規定に基づき、報酬委員会において決定しております。業務執行を担わない取締役の報酬については、その役割を踏まえ、基本報酬のみの構成としております。業務執行を担う執行役の報酬については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資するよう、各執行役の地位等に応じて求められる職責等を勘案した基本報酬に加えて、短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬および中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成し、その支給割合については、目安として「基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝6：3：1」となるよう、設定しております。

(報酬決定プロセス)

社外取締役のみで構成している報酬委員会において、「取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針」を定め、この方針に則り、取締役および執行役の個人別の報酬を決議しております。

また、報酬水準等、報酬に関する諸課題について、外部機関のデータや他社状況等を活用しつつ、経営環境を踏まえて検討することとしております。

b. 報酬体系（基本報酬、業績連動報酬、株式報酬） (基本報酬)

当社の基本報酬は、各取締役および執行役の地位等に応じて求められる職責等を勘案して、役位に応じた基準額を毎月定額で支給しております。

(業績連動報酬)

当社の業績連動報酬は、全社業績および個人別業績に基づき、年1回、7月末に賞与として支給しております。中期経営計画の達成に向けたインセンティブとなるよう、全社業績は、中期経営計画で掲げる財務目標やESGの取り組み等に、また個人別業績は、各担当部門の取り組み等に基づき指標を設定し、評価しております。その支給額については、役位ごとの基準額に目標に対する達成率を乗じて算定します（達成率の詳細は次頁の表をご覧ください。）。

(株式報酬)

当社の株式報酬は、執行役等に、役位に応じた基準額に基づき、毎年一定のポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じて、当社株式を交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

c. 取締役および執行役の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると判断した理由

報酬委員会においては、取締役および執行役の報酬等の内容について、基本報酬は、個人ごとの職責等を勘案した役位に応じた報酬額であること、業績連動報酬は、中期経営計画の達成に向けた全社業績や個人別業績の目標に対する達成度に応じたものとなっていること、株式報酬は、役位に応じたポイント付与であることを十分に審議し決定していることから、当事業年度の取締役および執行役の報酬等の内容が上記方針に沿うものと判断しております。

【業績連動報酬の具体的な算定方法（2025年7月～2026年6月における役員報酬）】

報酬総額		業績連動報酬の内訳				
株式報酬 【10%】	業績連動報酬 【30%】	全社業績 (70%)	指標		割合	2025年度 目標・評価基準
業績連動報酬 【30%】			財務 指標 (連結)	経常利益	65%	達成率＝経常利益／4,000億円
				FCF	10%	達成率＝2021～2025年度合計実績／4,100億円
				ROA	5%	達成率＝2025年度実績／4.6% 【ROA＝（経常利益＋支払利息）／総資産】
				ROIC	5%	達成率＝2025年度実績／4.5% 【ROIC＝NOPAT(税引後営業利益)／投下資本】
基本報酬 【60%】	非財務 指標	CO ₂ 排出削減量	15%	達成率＝ ・ゼロカーボンロードマップに掲げるGHG削減目標達成に向けた国内発電事業におけるCO ₂ 排出量の削減取組み状況 ・DJSI、CDP等の外部評価 ・従業員エンゲージメントや組織風土改革に関するKPIの達成状況等を参照し報酬委員会が評価		
		社外ESG評価				
		従業員、組織 エンゲージメント				
個人別業績 (30%)		○指 標 個人別業績（査定） ○適 用 役位別基準額（個人）× 査定率（0～120%）				

- (注) 1. 業績連動報酬の役位別基準額（年額）
- | | |
|-----------|---------|
| 取締役執行役社長 | 2,700万円 |
| 取締役執行役副社長 | 2,010万円 |
| 執行役副社長 | 1,860万円 |
| 執行役常務 | 1,260万円 |
2. 全社業績は、業績の達成度に応じて0～150%の範囲で変動する。
3. 個人別業績は、個人別の成果等に応じて0～120%の範囲で変動する。
- なお、執行役社長は個人別業績を適用せず、全社業績の割合を100%とする。

(5) 取締役会および各委員会の活動状況

a. 取締役会の活動状況

- ・当社の取締役会は独立社外取締役が議長を務め、また、取締役13名のうち8名を独立社外取締役で構成しております。
- ・取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、株主総会議案や各委員会の構成、執行役人事、「関西電力グループ 2025年度計画」の策定、生物多様性の向上に向けたグループ行動憲章の改正等、当社グループの経営に関わる重要事項等について決議しております。また、四半期ごとの決算を含む中期経営計画の進捗状況、新たな経営計画の策定に向けた検討状況、内部統制に関する運用状況および株主・投資家をはじめとする各種ステークホルダーとの対話状況等について報告を受け、審議を行っております。
- ・加えて、当事業年度も、新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等ならびに特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反を受け策定した業務改善計画のもと、各種再発防止策の進捗状況、組織風土改革および内部統制の抜本的強化の取組状況について、取締役会による特別監督として、取締役会の開催に合わせ、徹底的に審議を行っております。
- ・上記の決議および審議を行うに当たって、取締役会議論の充実およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、当事業年度は、取締役による意見交換会を4回、独立社外取締役のみで構成する会合を1回、取締役および執行役による役員合同研修会を1回開催し、新たな経営計画策定を念頭に置いた当社グループが目指す姿や、人事制度・人財戦略等、当社の経営課題や将来的な成長戦略の方向性について幅広く議論しております。これらの意見交換会や会合等を通じて得られた意見は、以降の取締役会での議論等を通じて経営に反映しております。
- ・独立社外取締役は、取締役会議題等に係る事前説明の聴取、原子力発電所をはじめとする第一線職場の視察、従業員との対話等、年間を通じて、積極的に当社の状況把握に努めております。

b. 各委員会の活動状況

(a)指名委員会

- ・指名委員会は、委員長を含む4名の委員全員が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役の選任方針の決定を行うほか、執行役社長の後継者計画の内容および育成プロセスや顧問の委嘱等について、審議を行います。
- ・当事業年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓ 執行役社長の後継者計画の運用と後継者候補の育成
 - ✓ 本株主総会に提案する取締役人事
 - ✓ 社外取締役の後継者計画

(b)報酬委員会

- ・報酬委員会は、委員長を含む4名の委員全員が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に関する方針の決定、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定を行うほか、顧問の報酬等について、審議を行います。
- ・当事業年度、重点的に審議・意見交換を行った事項には、以下を含みます。
 - ✓他社の役員報酬水準や報酬方針の動向等に係る調査結果を踏まえた当社役員報酬のあり方
 - ✓業績連動報酬の仕組みや財務、非財務目標の設定

(c)監査委員会

- ・監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員長を含む6名の委員のうち4名が独立社外取締役です。
- ・当委員会は、取締役会で決定した当社グループの経営に関わる重要事項等を踏まえた監査計画を策定し、当社グループの事業活動が適法・適正に行われているか、また、リスクの管理と企業価値の向上に資する適切・妥当な意思決定や業務執行が行われているか、との観点から監査を行うとともに、監査委員会委員間での審議、取締役会や執行側への報告、意見表明等を行います。
- ・当事業年度、重点的に行った監査等の事項には、以下を含みます。
 - ✓コンプライアンスの徹底に係る取組みの監視、検証
 - ✓重要な経営課題に関する業務執行の監視、検証
 - ✓グループガバナンス強化の監視、検証
 - ✓金品受取り問題および役員退任後の嘱託等の報酬に関する問題について、当社が提起した旧役員を被告とする損害賠償請求訴訟の対応

(6) 当事業年度の取締役会等の実効性評価結果

当社は、取締役会や指名・報酬・監査委員会の機能向上のため、毎年、取締役会等の実効性評価を行っています。評価に当たっては、透明性・客観性向上のため、独立した第三者機関を活用しております。

当事業年度は、中期経営計画の最終年度という節目の年であり、今後の中長期的な成長の道筋を監督していくための方向性を明確化すること等を目的として、従来のアンケート調査に加え、全取締役に対する個別インタビューを新たに実施し、課題・取組方針等の深掘りを行いました。

a. 当事業年度の実効性評価の概要

評価・分析方法	評価項目
・ 昨年11月～12月、全取締役を対象として、第三者機関によるアンケート（5段階評価＋自由記述）を実施。 ・ 本年1月～2月、アンケート結果を踏まえ、第三者機関が全取締役に対して個別インタビューを実施。 ・ 第三者機関による分析結果を踏まえ、取締役会等の実効性および課題、今後の取組方針等について、本年4月30日開催の取締役会にて審議・評価。	1. 取締役会の役割・機能 2. 業務改善計画に基づく取組状況 3. 取締役会の構成・規模 4. 取締役会の運営 5. 指名・報酬・監査委員会の運営 6. 社外取締役の役割・サポート体制 7. 株主・投資家等との関係 8. 課題への対応状況

当事業年度の評価結果の総評

取締役会の強みとして、「社外取締役中心の多様な取締役会構成と高い関与度」、「社外取締役の意見に対する執行側の真摯な対応による信頼関係」および「心理的安全性の高い議論環境と高度な事務局機能」が一体となって、取締役会の実効性を高めているとの分析結果を確認しております。

また、前回調査における主な課題のうち、「ステークホルダーとのコミュニケーションの強化」については、関連する設問の大幅な評価向上に加え、株主・投資家との対話の充実等を中心に肯定的なコメントが多数寄せられるなど、大きく改善していることを確認しております。

一方、「グループガバナンスに対する監督」については、取組みが着実に進んでいることは評価されているものの、グループ会社を含めた一体的な統制の確立と意識改革が引き続き課題として挙げられております。

なお、2023年度以降、取締役会による特別監督として、業務改善計画に掲げる各種取組みの進捗状況はもとより、グループ全体の内部統制強化や組織風土改革の取組状況について、取締役会で定期的に報告を受け、外部の客観的な視点から、具体的な対応や改善策について助言・指導を行ってまいりました。加えて、社外取締役は、第一線職場従業員との対話も積極的に展開し、各種取組みの浸透状況を直接確認して更なる監督に活かすことで、業務改善計画の着実な推進を図ってまいりました。その結果、第三者機関から、特別監督は非常に有効な仕組みとしてガバナンス強化に大きく寄与し、当社のガバナンスは一定の水準に達しているとの評価されており、特別監督の所期の目的は達成されたものと判断しております。

今後は、特別監督により強化・定着した執行側の自律的なPDCAサイクルや内部監査機能、コンプライアンス委員会や監査委員会の機能を存分に発揮しながら、グループガバナンス等の重点課題に監督の軸足を置き、グループ全体でのコンプライアンスの徹底と更なるガバナンス機能の発揮を目指してまいります。

b. 当事業年度の実効性向上の主な取組みと評価結果

前回の主な課題	当事業年度の主な取組み	評価結果
グループガバナンス に対する監督	・グループ会社に対するガバナンス強化の取組みについて、取締役会による特別監督の一環として重点的に審議。伴走支援をはじめとするグループ会社の自律的な内部統制整備に向けた取組みや、不適切事象に対する実効的な再発防止策の立案・実行とグループ会社への展開等について、徹底的な監督・指導を実施。 ・監査委員会においても、特別監査の一環として、グループ会社の内部統制に関する執行側の取組状況を確認。	・グループガバナンスの強化に向けた取組みは着実に進んでおり、内部通報機能の定着等、一定の改善が見られる。 ・一方、グループ会社への浸透・定着には一定の時間を要することから、引き続き、グループ会社を含めた一体的な統制の確立と意識改革に取り組む必要がある。 (取締役からの主なコメント) ・取締役会への報告は十分に行われており、グループ会社でも改善が見られる。 ・意識改革は着実に進んでいるが、グループ会社に十分に浸透したとは言えず、今後も継続的な監督が必要。
ステークホルダー とのコミュニケーションの強化	・株主・投資家との対話活動を中心に、取締役会による監督を強化。四半期ごとおよび必要の都度、株主・投資家等のご意見やその対応状況について取締役会で報告を受けるとともに、対話機会の拡充や開示資料、説明内容の充実等について、徹底的に審議。 ・執行側でのコミュニケーション強化に加えて、監督側としても、新たに社外取締役複数名による機関投資家等との対話を実施。	・株主・投資家とのコミュニケーションは質・量ともに大きく進展。 ・一方で、株主・投資家以外のステークホルダーに係る取組みについては充実の余地があり、取締役会での議論・監督を更に強化していくことが望ましい。 (取締役からの主なコメント) ・この1年間で、株主・投資家とのコミュニケーションは大きく改善されている。 ・多方面のステークホルダーとの関係性強化には、更なる改善の余地がある。

c. 今後の主な課題と取組方針

今後の主な課題	取組方針
(継続課題) グループガバナンスに 対する監督	グループ会社に対するガバナンス強化の取組みを取締役会の重点モニタリング項目と位置づけ、グループ全体の傾向や真因分析・対策に監督の軸足を置くことで、グループ全体でのガバナンス機能の更なる改善を図る。
(更なる取組み高度化) マルチステークホルダー 視点での監督	株主・投資家はもとより、お客さまや地域社会等への対応に関する取締役会の監督・指導を一層強化し、マルチステークホルダー視点での開示内容の充実やコミュニケーション強化等、更なる高度化を図る。

(7) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

a. 取締役会等の活動状況

氏 名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
榊 原定 征	◎100% (13/13回)	◎100% (8/8回)	100% (5/5回)	
友 野 宏	100% (13/13回)			◎100% (13/13回)
高 松 和 子	100% (13/13回)	100% (8/8回)	◎100% (5/5回)	
内 藤 文 雄	100% (13/13回)			100% (13/13回)
真 鍋 精 志	100% (13/13回)	100% (8/8回)	100% (5/5回)	
園 潔	100% (13/13回)	100% (8/8回)		100% (13/13回)
矢 萩 典 代	100% (13/13回)		100% (5/5回)	
原 悦 子	100% (11/11回)			100% (11/11回)

(注) 1. 出席回数／在任中の開催回数

2. ◎は議長または委員長

b. 社外取締役の主な活動状況

氏 名	主な活動状況
榊 原定 征	経営者としての豊富な経験と、ガバナンスやエネルギー政策等に関する高い識見を生かし、取締役会議長として、議題の選定や議論時間を十分に確保する議事運営を主導するとともに、当社グループの目指す姿の実現に向けた成長戦略や、株主還元方針、ＩＲ活動の更なる強化、マルチステークホルダー経営、グループ会社に対するガバナンス強化等に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会委員長および報酬委員会委員を務め、指名委員会委員長としては、独立社外取締役の後継者選定や法定３委員会の構成等に関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、取締役による意見交換会や独立社外取締役のみで構成する会合、役員合同研修会のリード役を務め、取締役間の活発な意見交換・情報共有に尽力しているほか、取締役会長として、従業員や機関投資家等、社内外の様々なステークホルダーと積極的に対話し、建設的な意見交換を重ねるなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
友 野 宏	経営者としての豊富な経験と、ガバナンスやテクノロジー等に関する高い識見を生かし、当社グループの目指す姿の実現に向けた成長戦略や、ステークホルダーとの対話方針、組織風土改革の更なる推進に向けた業務改革の徹底、労働災害の未然防止に向けた体制強化の必要性等に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会委員長としては、監査委員会の監査報告書の作成や監査計画の策定等に関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。加えて、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件等の適法性・適正性等に関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見提起等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話等を通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
高 松 和 子	経営者としての豊富な経験と、人財開発や顧客・社会エンゲージメント、環境等に関する高い識見を生かし、組織風土改革の更なる推進に向けた目標設定のあり方や、人財確保に向けた事業者間連携や技術開発の必要性、ステークホルダー視点での情報開示のあり方等に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、報酬委員会委員長および指名委員会委員を務め、報酬委員会委員長としては、2026年度役員報酬の方向性や業績連動報酬の目標設定・評価等に関して活発な議論が行われるよう議事運営を主導し、自らも有益な意見を述べるとともに、その職務の執行状況を適宜取締役会に報告するなど、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員、機関投資家等、社内外の様々なステークホルダーとの積極的な対話等を通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
内 藤 文 雄	財務会計や監査業務、コーポレート・ガバナンス等の分野における学識経験者としての豊富な経験と高い識見を生かし、企業集団としての内部統制システムの構築・運用・改善状況や、ステークホルダー視点での情報開示のあり方、当社グループの目指す姿の実現に向けた成長戦略等に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件等の適法性・適正性等に関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見提起等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話等を通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うほか、内部統制システムの構築・運用やリスク管理に関して担当部署等と積極的に意見交換を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
真 鍋 精 志	経営者としての豊富な経験と、ガバナンスや顧客・社会エンゲージメント等に関する高い識見を生かし、事業特性を踏まえた経営計画のあり方や、株主還元方針、組織風土改革の更なる推進に向けた取組みの方向性、不適切事象の真因分析と構造的なリスクへの対処の必要性等に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会委員および報酬委員会委員を務め、指名委員会委員としては、独立社外取締役の後継者選定等について、有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。報酬委員会委員としては、2026年度役員報酬の方向性や業績連動報酬の目標設定・評価等について有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話等を通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
園 潔	経営者としての豊富な経験と、ガバナンスや財務・会計等に関する高い識見を生かし、当社グループの目指す姿の実現に向けた成長戦略や、ステークホルダー視点での新たな経営計画のあり方、株主還元方針、I R 活動の更なる強化に向けた取組み等に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、指名委員会委員および監査委員会委員を務め、指名委員会委員としては、独立社外取締役の後継者選定等について、有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。監査委員会委員としては、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件等の適法性・適正性等に関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見提起等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話等を通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。
矢 萩 典 代	地域との共生や、様々なステークホルダーとのコミュニケーション等に関する豊富な経験と高い識見を生かし、ステークホルダー視点での広報戦略・情報開示のあり方や、地域活性化に向けた取組みの方向性、労働災害の未然防止に資する取組み等に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、報酬委員会委員を務め、2026年度役員報酬の方向性や業績連動報酬の目標設定・評価等について有益な意見を述べ、持続的な経営体制の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話等を通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

氏 名	主な活動状況
原 悦 子	企業法務の分野における弁護士としての豊富な経験と高い識見を生かし、サプライチェーン全体でのコンプライアンス体制のあり方や、不適切事象を防止する仕組みの構築、海外事業におけるリスク管理の重要性等に関して積極的に意見提起するなど、幅広い視点から、経営全般に対する適切な監督や有益な助言を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献しております。 また、監査委員会委員を務め、取締役および執行役の職務執行の状況や取締役会に付議された案件等の適法性・適正性等に関して、その専門的知見を生かし、適宜、質問、意見提起等を行い、監査機能の強化に貢献しております。 さらに、第一線職場の視察や従業員との対話等を通じて得た情報を生かし、適宜、取締役会において有益な提言、意見提起を行うなど、経営の健全性確保に貢献しております。

(注) 当社の社外取締役である榊原定征、友野宏、高松和子、内藤文雄、真鍋精志、園潔、矢萩典代および原悦子の各氏は、取締役会および所属する委員会等において、日頃からコンプライアンスの徹底やガバナンス強化の視点に立った提言を行うとともに、下記の法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行に対し、再発防止に向けた提言のほか、組織風土改革や内部統制強化等、一連の改革の達成状況について、外部の客観的な視点から、徹底的に議論・検証し、各種施策の更なる実効性向上に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。

・新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等について

2022年12月、関西電力送配電株式会社が管理していた当社以外の小売電気事業者のお客さまの情報を当社社員が閲覧し活用していたことが判明しました。2023年5月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めてまいりました。

・特別高圧電力および高圧電力の取引に関する独占禁止法違反について

当社は、2023年3月30日、特別高圧電力および高圧電力の取引に関する公正取引委員会による調査の結果、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたと認定されました。2023年8月に業務改善計画を経済産業省に提出し、グループ全体で業務改善計画に掲げる諸施策を着実に進めてまいりました。

・株式会社KANSOテクノスにおける不適切事案について

株式会社KANSOテクノスは、2024年9月に公表した国等から受託した業務の精算報告に関する不適切な取扱いについて、社外弁護士による調査を実施のうえで、2025年4月と2025年10月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。

・株式会社かんでんエンジニアリングにおける不適切事案について

株式会社かんでんエンジニアリングにおいて、工事の警備費用に関する不適切な取扱いが判明し、社外弁護士による調査を実施のうえで、同社は、本年3月に調査結果と再発防止策の提言を受けました。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	8,072,058	固 定 負 債	4,578,913
電 気 事 業 固 定 資 産	3,771,430	社 債	1,348,035
水 力 発 電 設 備	308,058	長 期 借 入 金	2,171,788
汽 力 発 電 設 備	210,576	未 払 廃 炉 抛 出 金	467,684
原 子 力 発 電 設 備	1,032,297	債 務 保 証 損 失 引 当 金	2,195
送 電 設 備	799,382	退 職 給 付 に 係 る 負 債	242,622
変 電 設 備	443,019	繰 延 税 金 負 債	22,761
配 電 設 備	852,050	そ の 他 の 固 定 負 債	323,826
業 務 設 備	124,734	流 動 負 債	1,752,852
その他の電気事業固定資産	1,309	1年以内に期限到来の固定負債	631,610
そ の 他 の 固 定 資 産	1,034,338	短 期 借 入 金	155,012
固 定 資 産 仮 勘 定	702,924	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	212,032
建設仮勘定及び除却仮勘定	394,135	未 払 税 金	103,353
原子力廃止関連仮勘定	25,577	そ の 他 の 流 動 負 債	650,843
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	283,211	引 当 金	20,136
核 燃 料	474,737	渴 水 準 備 引 当 金	20,136
装 荷 核 燃 料	53,382	負 債 合 計	6,351,902
加 工 中 等 核 燃 料	421,354		
投 資 そ の 他 の 資 産	2,088,627	株 主 資 本	3,075,665
長 期 投 資	868,461	資 本 本 金	630,040
関 係 会 社 長 期 投 資	776,147	資 本 剰 余 金	205,088
繰 延 税 金 資 産	263,440	利 益 剰 余 金 式	2,241,469
そ の 他 の 投 資 等	206,876	自 己 株 式	△ 934
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 26,298	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	379,509
流 動 資 産	1,782,588	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	184,659
現 金 及 び 預 金	737,411	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	44,951
受取手形、売掛金及び契約資産	439,241	為 替 換 算 調 整 勘 定	106,979
棚 卸 資 産	332,977	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	42,918
そ の 他 の 流 動 資 産	275,473	非 支 配 株 主 持 分	47,569
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,515	純 資 産 合 計	3,502,744
合 計	9,854,646	合 計	9,854,646

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	3,619,081	営業収益	4,056,638
電気事業営業費用	2,879,428	電気事業営業収益	3,151,183
その他事業営業費用	739,652	その他事業営業収益	905,454
営業利益	(437,556)		
営業外費用	82,209	営業外収益	163,182
支払利息	42,684	受取配当金	25,346
その他の営業外費用	39,524	受取利息	9,891
		為替差益	43,687
		持分法による投資利益	33,671
		その他の営業外収益	50,586
当期経常費用合計	3,701,290	当期経常収益合計	4,219,821
当期経常利益	518,530		
渴水準備金引当又は取崩し	△ 1,823		
渴水準備引当金取崩し（貸方）	△ 1,823		
税金等調整前当期純利益	520,354		
法人税等	136,730		
法人税等	138,907		
法人税等調整額	△ 2,177		
当期純利益	383,624		
非支配株主に帰属する当期純利益	3,572		
親会社株主に帰属する当期純利益	380,051		

連結計算書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

関西電力株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 尚志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野出 唯知
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥野 孝富
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、オンラインによる手段も活用しながら、会社の内部監査部門と連携し、内部統制所管部門と情報共有するとともに、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等および有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況ならびに当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重大な事項は認められません。

- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。
- (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

2026年5月15日

関西電力株式会社	監査委員会
監査委員長	友 野 宏
監査委員	内 藤 文 雄
監査委員	園 潔
監査委員	原 悦 子
監査委員（常勤）	島 本 恭 次
監査委員（常勤）	西 澤 伸 浩

(注) 監査委員長友野宏、監査委員内藤文雄、同園潔、および同原悦子は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

